

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区
地域福祉保健
計画

平成30年度～平成32年度



文京区



はじめに

このたび、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とする地域福祉保健計画を策定いたしました。

本計画は、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化・複雑化する福祉保健にかかわる課題を踏まえ、今後3年間の区の福祉保健施策の方向性や計画事業を明らかにしております。

現在、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の施策を進めていくこととされております。少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加など、社会状況が大きく変化する中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、区の公的なサービスの充実はもとより、地域での住民同士の支え合いが不可欠であります。区としても、計画事業により各種福祉保健サービスを提供する一方、これまで以上に社会福祉協議会と緊密に連携を図り、基本理念に新たに「協働による地域共生社会の実現」を掲げるとともに、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・子ども等、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指してまいりますので、区民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たっては、公募区民、区内関係団体等の構成員及び学識経験者で構成される「文京区地域福祉推進協議会」において、長期間にわたりご検討をいただいた委員各位をはじめ、パブリックコメントや区民説明会を通じて貴重なご意見をいただいた区民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

文京区長

成澤廣修

第Ⅰ部 総論

第1章 策定の考え方	3
1 計画の目的	3
2 計画の性格	3
3 計画の構成	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進に向けて	6
第2章 計画の基本理念・基本目標	10
1 基本理念	10
2 基本目標	11
第3章 文京区の人口・世帯の状況	12
1 人口の推移	12
2 将来の人口推計	12
3 世帯の推移	14

第Ⅱ部 地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的	17
2 地域福祉保健の現状	17
3 主要項目及びその方向性	30
4 計画の体系	33
5 計画事業	36

第Ⅲ部 子育て支援計画

1 計画の目的	57
2 主要項目及びその方向性	58
3 計画の体系	60

第Ⅳ部

高齢者・介護保険事業計画

1 計画の目的	69
2 主要項目及びその方向性	70
3 計画の体系	72

第Ⅴ部

障害者・児計画

1 計画の目的	79
2 主要項目及びその方向性	80
3 計画の体系	83

第Ⅵ部

保健医療計画

1 計画の目的	93
2 主要項目及びその方向性	94
3 計画の体系	96

資料編

1 検討体制	101
2 検討経過	116

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を推し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者・児計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『ふみ みやこ「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第 I 部

総論

第1章 策定の考え方

1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題も増加しており、地域での支え合いがこれまで以上に求められ、また不可欠な状況にあります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

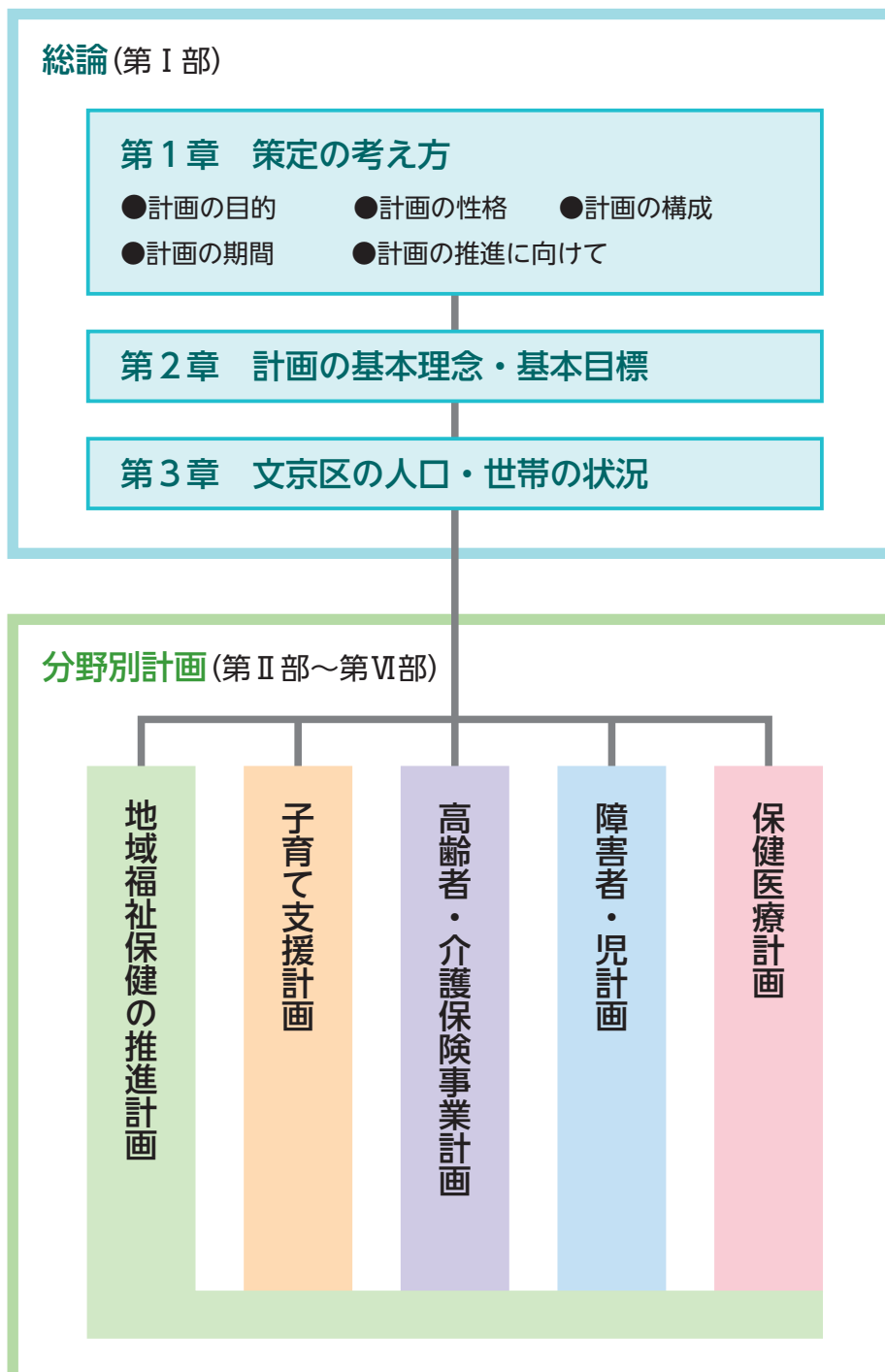
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項	
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条	
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の19第1項	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条	

※地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」(社会福祉協議会が策定)と相互に連携しています。

3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論(第 I 部)と、各論に当たる5つの分野別計画(第 II 部～第 VI 部)で構成されています。

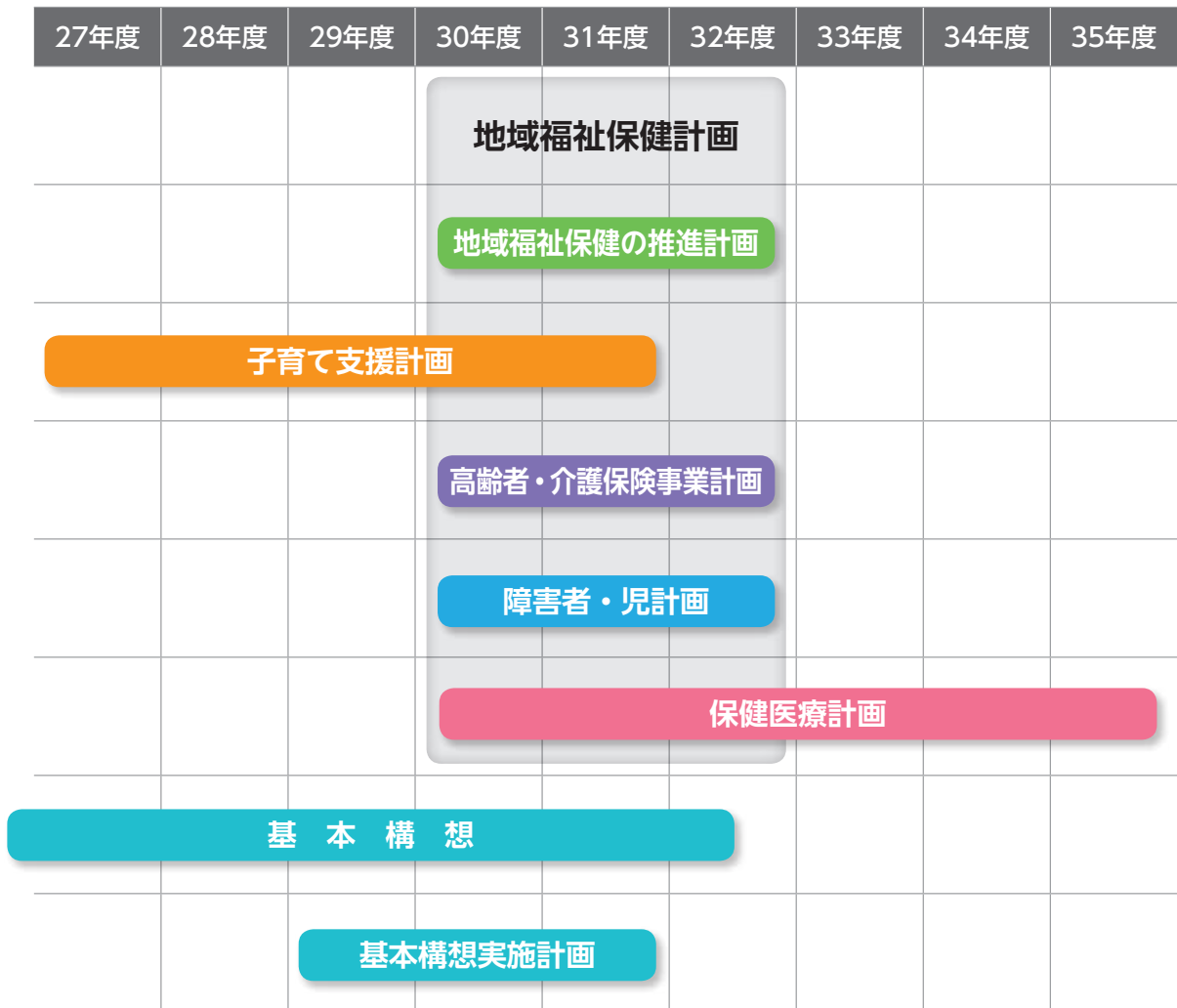
5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3年を計画期間とします。

- * 「子育て支援計画」は、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間としてすでに策定しているため、今回は策定を行いません。
- * 「保健医療計画」は、平成30年度から平成35年度までの6年を計画期間とします。



5 計画の推進に向けて

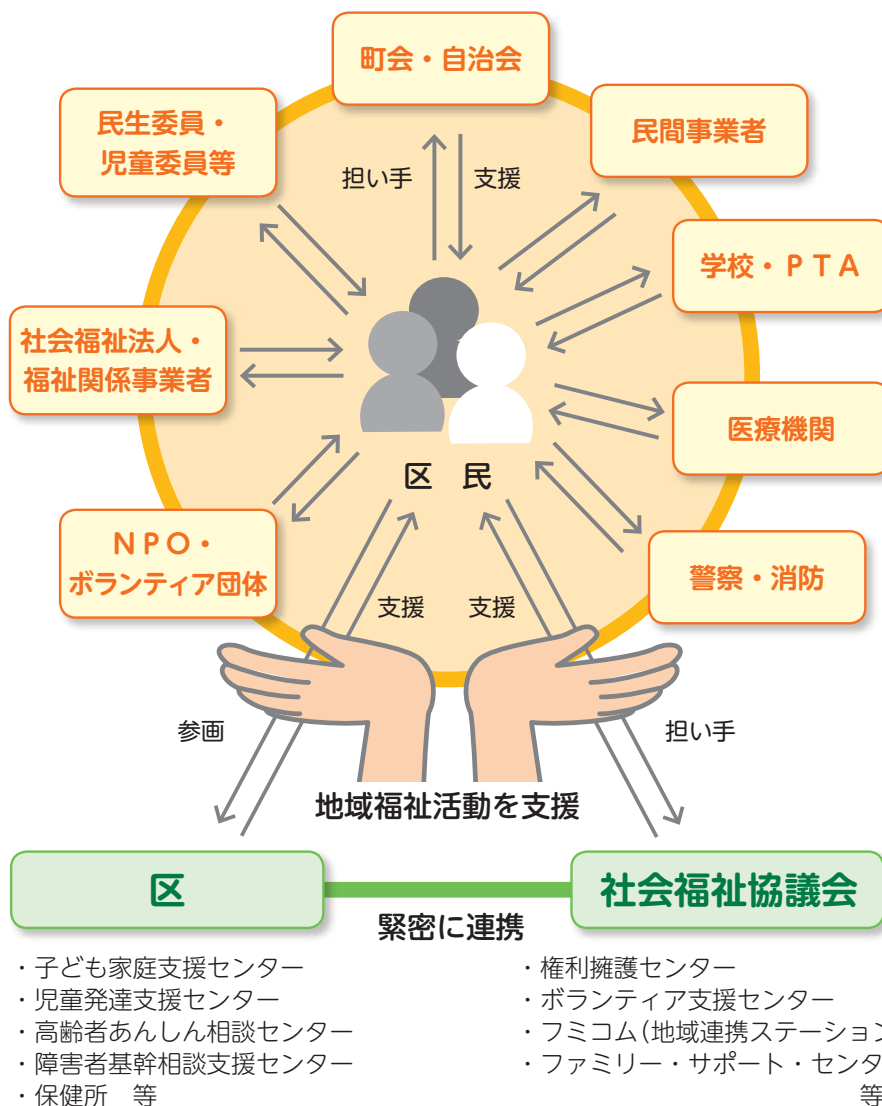
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 4 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 5 ボランティア・市民活動の相談・支援(文京ボランティア支援センター)
- 6 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援
(地域連携ステーション)
- 7 福祉サービス利用援助事業
- 8 成年後見制度利用支援
- 9 災害ボランティア体制の整備
- 10 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 11 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

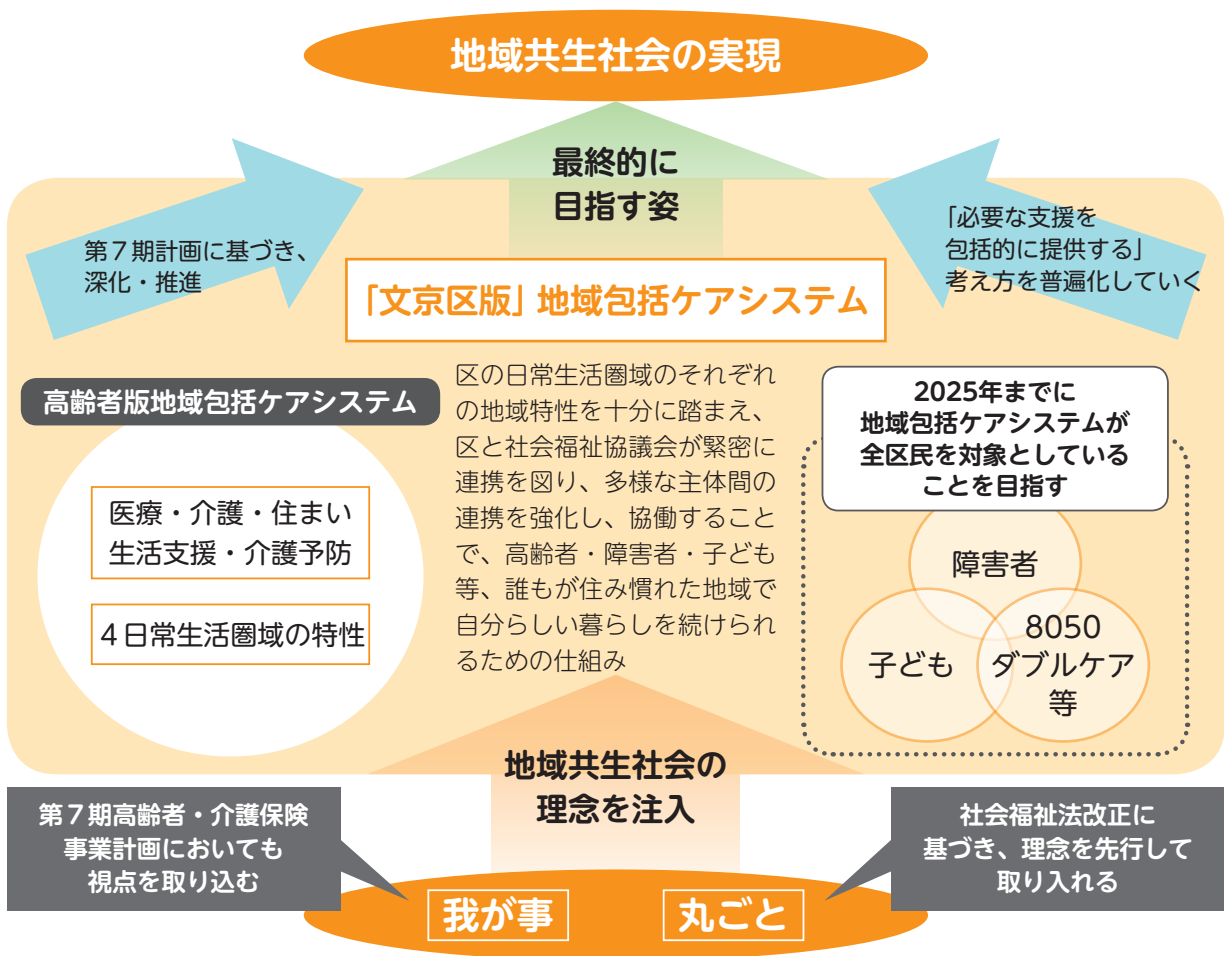
地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2) 「文京区版」地域包括ケアシステムの構築・地域共生社会の実現に向けて

区ではこれまで、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

第7期高齢者・介護保険事業計画に基づき、高齢者版地域包括ケアシステムを深化・推進していくとともに、「必要な支援を包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも普遍化することを目指します。また、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯(いわゆる「8050」)、介護と育児に同時に直面する世帯(いわゆる「ダブルケア」)、ヤングケアラー¹など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制の整備を進め、「文京区版」地域包括ケアシステムの構築を目指します。

これらの取組みについて不断の努力をもって進めていき、最終的には、だれもが地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」²の実現を目指します。



- 1 ヤングケアラー 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。
- 2 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

(3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第2章

計画の基本理念・基本目標

「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

1 基本理念



人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション³やソーシャルインクルージョン⁴の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁵を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

3 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

4 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

5 ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2

基本目標



だれもが、
いきいきと自分らしく、
健康で自立した生活を営める地域社会を
目指します。

だれもが、
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
必要な福祉保健サービスを
自らの選択により利用でき、
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、
地域、暮らし、生きがいをともに創り、
互いに高め合い、役割を持つことができる
地域社会を目指します。

1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和45年から平成10年まで一貫して減り続けましたが、その後、都心回帰の傾向や区が積極的に取り組んできた人口回復のための施策などにより増加に転じ、平成30年1月1日現在217,419人(内、外国人住民9,887人)となっています。

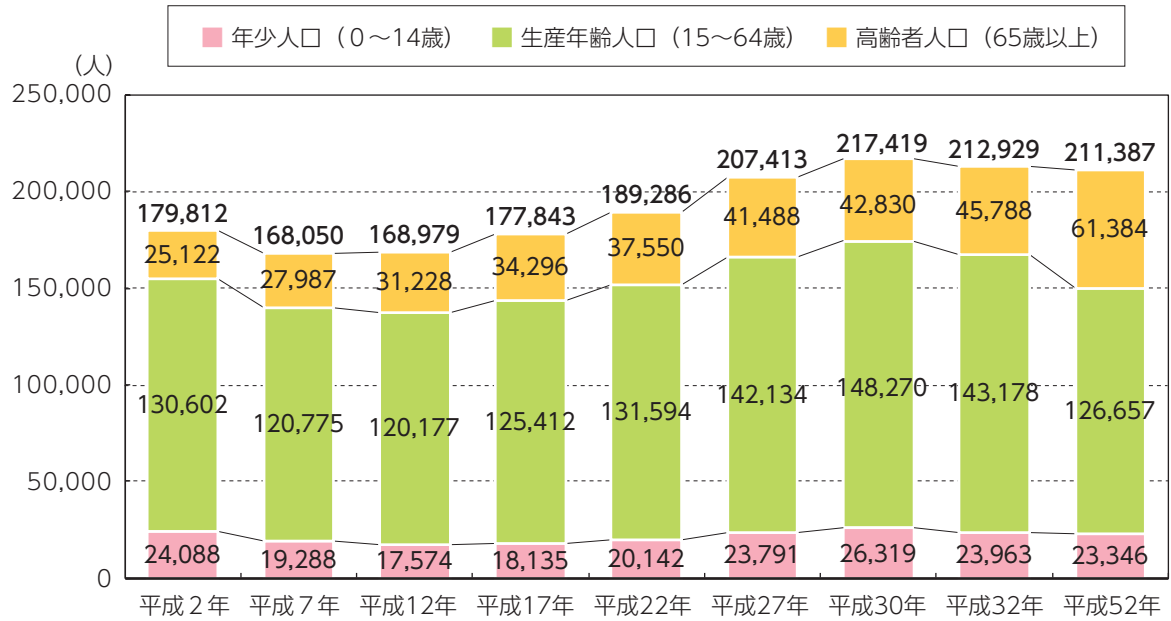
また、年齢3区分別人口は、平成30年1月1日現在、年少人口(0～14歳)26,319人(構成比12.1%)、生産年齢人口(15～64歳)148,270人(同68.2%)、高齢者人口(65歳以上)42,830人(同19.7%)であり、近年は、年少人口と高齢者人口が大きく増加しています。

2 将来の人口推計

文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによると、本区の人口は、近年増加傾向にありますが、その傾向に変化が見られ、平成52年には211,387人になると推計されています。

また、平成52年の年齢3区分別人口は、年少人口(0～14歳)23,346人(構成比11.0%)、生産年齢人口(15～64歳)126,657人(同59.9%)、高齢者人口(65歳以上)61,384人(同29.0%)で、生産年齢人口が数・構成比とも大きく減少し、高齢者人口が数・構成比とも大きく増加すると推計されています。

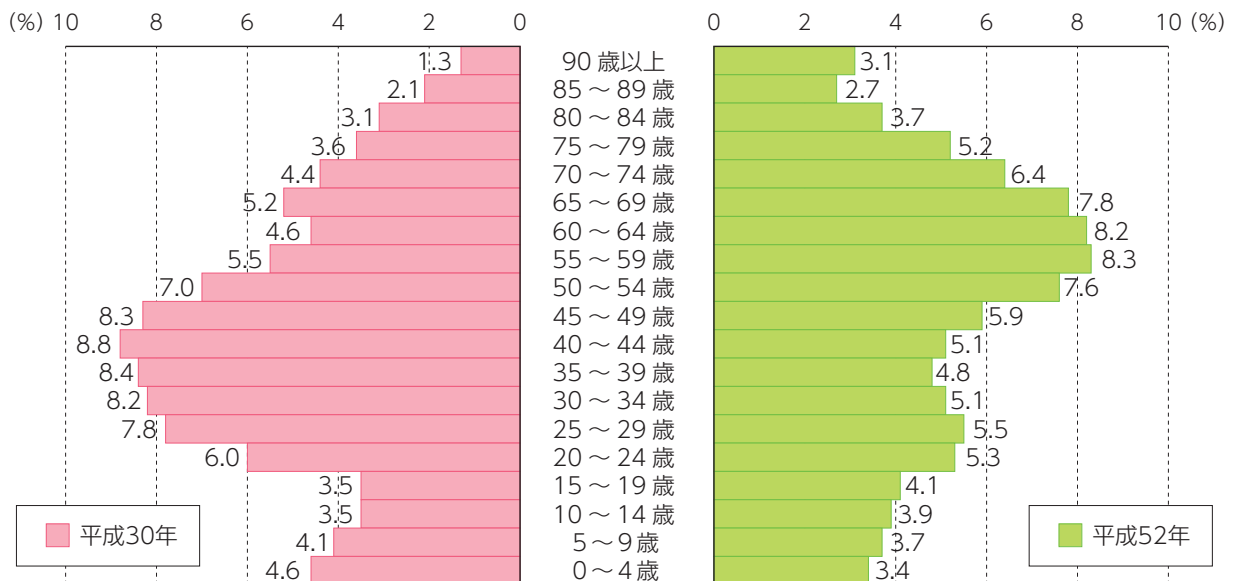
年齢3区分別人口の推移



資料：【平成30年以前】住民基本台帳(各年1月1日現在)
 【平成32年以後】文京区まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、上記の平成27・30年の人口は、日本人と外国人住民の合計です(平成22年以前の人口には、外国人住民を含めていません)。

5歳階級別割合のピラミッド(平成30年と平成52年の比較)

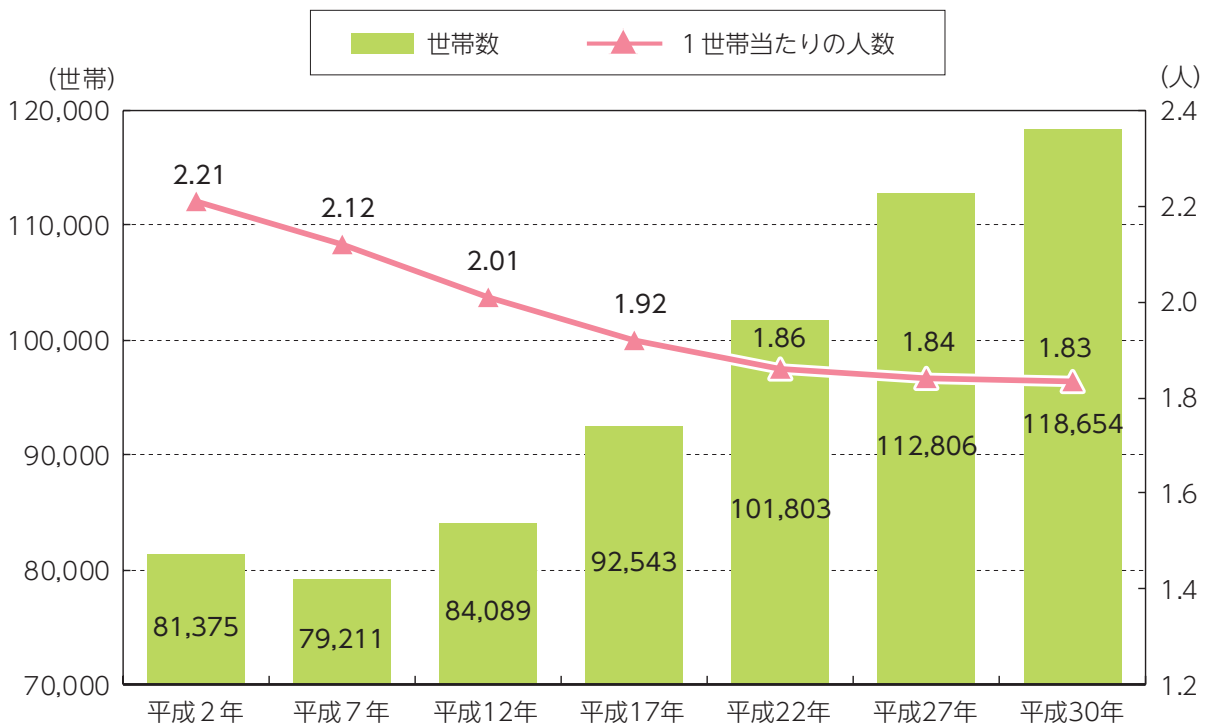


3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成30年1月1日現在118,654世帯(内、外国人住民のみで構成される世帯6,839世帯)まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続き、平成30年には1.83人となっています。

世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

第Ⅱ部

地域福祉保健 の推進計画

1 計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、福祉保健サービスに求められるニーズは多様化しており、区による公的なサービスの提供だけではその対応が困難な状況にあります。

国においては「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」が設置され、その実現に向けた具体策の検討が進められています。さらに、平成30年4月1日に施行される社会福祉法の改正においては、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義されており、このことの把握と関係機関との連携等による解決が図られることとされています。区はその対応として、包括的な支援体制づくりに努めていく必要があると同時に、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、力を合わせて地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

2 地域福祉保健の現状

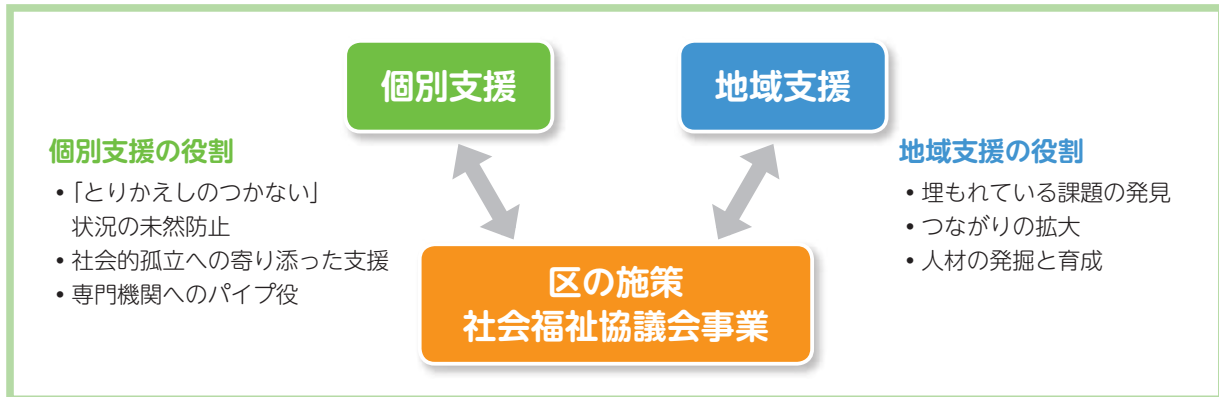
(1) 地域福祉活動の状況

小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組みを推進することが必要です。そこで、地域福祉コーディネーターを各地域へ配置し、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」(町会・自治会等を基本の圏域とした地域活動)を推進しています。

地域福祉コーディネーターは制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援(個別支援)を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援(地域支援)し、区内全域に及ぶ課題がある場合は、区と社会福祉協議会とが連携を図りながら対応しています。

地域福祉コーディネーターの役割



地域の支え合い体制づくり推進事業

地域包括ケアシステムの構築に向けた互助への支援策として、世代を問わず誰もが参加できる場所としての「地域の居場所」づくりを展開する方に対して、事業運営に必要となる補助を実施するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」の事業運営に必要となる補助についても、本事業で実施することで、住民主体の活動を支援しています。

① 地域の居場所づくり(名称：つどい～の)

地域の課題解決を目的とし、参加者同士の交流を深める活動を行いながら、地域の人たちが誰でも自由に集うことができる居場所づくりを行うため、運営する団体に補助金を交付します。平成30年1月1日時点で、5団体に補助金を交付しています。

② 住民主体の通いの場(名称：かよい～の)

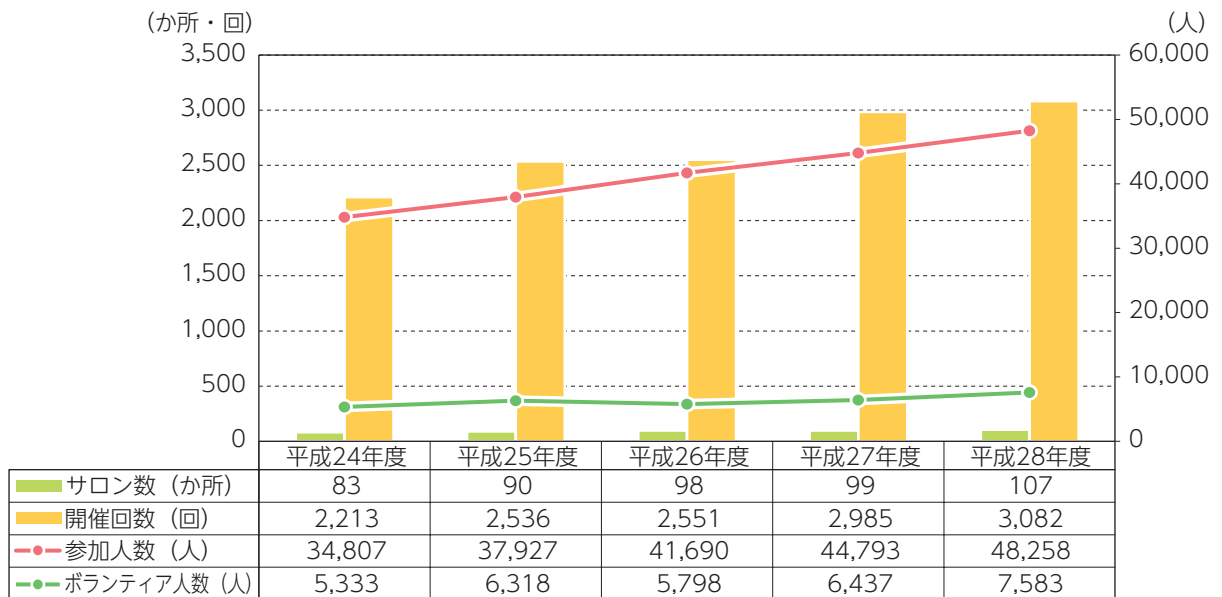
介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合う活動を推進するため、運営する団体に補助金を交付します。平成30年1月1日時点で、16団体に補助金を交付しています。

あわせて、上記の場を運営する団体や、当該事業に建物を提供する者に、立ち上げ時に必要な物品や建物の改修・修繕費を補助しています。

ふれあいいきいきサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいくりの場として地域の人たちが主体的に運営するサロン活動で、年々その数が拡大しています。

ふれあいいきいきサロンの活動状況

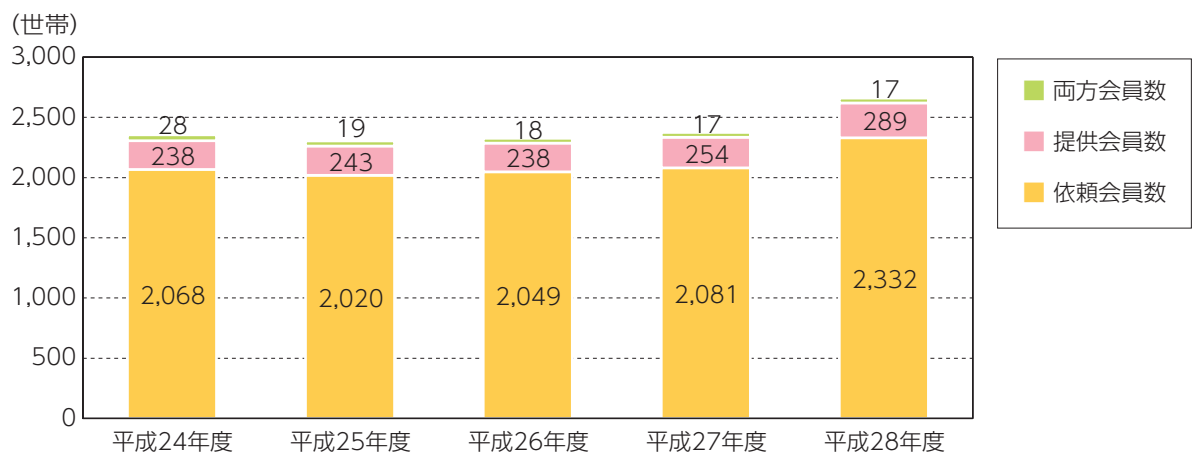


資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業です。

ファミリー・サポート・センター事業の会員数



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

いきいきサービス事業

おおむね60歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童及び妊産婦で日常生活の手助けが必要な方に対して、登録した地域の方が家事援助、介護援助、大掃除等を行う会員制の事業です。

民生委員・児童委員の活動内容

「民生委員」は「民生委員法」に基づいて、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱された地域の方々に最も身近な相談・支援者です。

児童福祉法第16条により「児童委員」を兼ねています。地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方の相談援助活動を行っています。

区、社会福祉協議会、福祉関連機関等と連携を緊密にして、地域住民から相談を受けたときには、速やかに連絡を取り合い協働して援助活動を行います。

平成6年には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」の制度ができ、乳幼児子育て支援活動と、様々な児童問題の相談に対応しています。

ア 任期 3年

イ 定数・地区構成

	富坂地区	大塚地区	本富士地区	駒込地区	計
区域担当委員数	41人	33人	31人	32人	137人
主任児童委員数	3人	2人	2人	2人	9人
計	44人	35人	33人	34人	146人

ウ 民生委員の職務

- ・ 住民生活状況を必要に応じ適切に把握すること
- ・ 生活に関する相談、助言その他の援助を行うこと
- ・ 福祉サービス利用のための情報提供、その他の援助を行うこと
- ・ 社会福祉関係者と連携し、支援を行うこと
- ・ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

エ 児童委員の職務

- ・ 援助を必要とする児童などを発見した時の調査、関係機関(学校・児童相談センター・子ども家庭支援センター等)への連絡・通報などを行うこと
- ・ 担当区域内の児童や保護者からの相談を受け、これに対する助言を行うこと
- ・ 児童の健全育成のための地域活動に関する事業などに参加すること

オ 主任児童委員の職務

担当区域を持たずに区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域全体の児童問題に当たる

カ 活動状況

後記「民生委員・児童委員の活動状況」表参照

キ 区の事業への協力

- ・ 敬老金等の配付
- ・ 緊急連絡カードの設置調査に係る訪問
- ・ 生活保護世帯の調査・相談
- ・ 児童扶養手当対象者調査
- ・ 各種委員会や協議会の委員

ク その他の自主的活動

- ・保健サービスセンターの乳幼児健診や児童館の幼児クラブなどの子育て支援活動への参加
- ・高齢者の運動や食事会の開催、子育てサロンの運営などの地域福祉活動
- ・避難所運営などの災害対策への協力

ケ 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員は、協議会を組織して、合同及び地区協議会を開催し共通する議題や職務に関する連絡調整及び研究を行っています。

民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
分野別相談指導(件)	高齢者に関する	2,696	2,357	2,157	2,607	2,165
	障害者に関する	166	196	179	284	209
	子どもに関する	490	556	713	641	674
	その他	519	397	429	412	293
	計	3,871	3,506	3,478	3,944	3,341
その他活動(件)	調査・実態把握	1,095	2,582	2,396	10,657	1,317
	行事への参加	4,160	4,702	5,006	5,367	4,859
	地域福祉・自主活動	2,797	2,891	3,087	3,017	2,886
	民児協運営研修	7,779	8,274	8,151	8,306	9,427
	証明事務	93	101	59	47	72
	要保護児発見	43	26	22	23	10
訪問連絡(件)	訪問連絡活動	4,798	5,978	5,034	6,454	4,988
	その他	15,918	16,733	18,211	33,367	16,201
	委員相互	16,737	19,046	19,279	17,678	20,392
	その他	9,731	9,992	10,093	9,992	9,693
活動日数(日)		21,276	22,238	22,222	22,931	22,194

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

話し合い員による相談支援

話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

話し合い員の活動状況(派遣世帯数)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新規	29件	36件	22件	30件	16件
廃止	35件	30件	21件	37件	21件
年度末派遣数	66件	72件	73件	66件	61件

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

(2) 地域の福祉保健ネットワークの状況

ハートフルネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。



関係協力機関 662機関(平成29年4月1日現在)

児童虐待防止ネットワーク

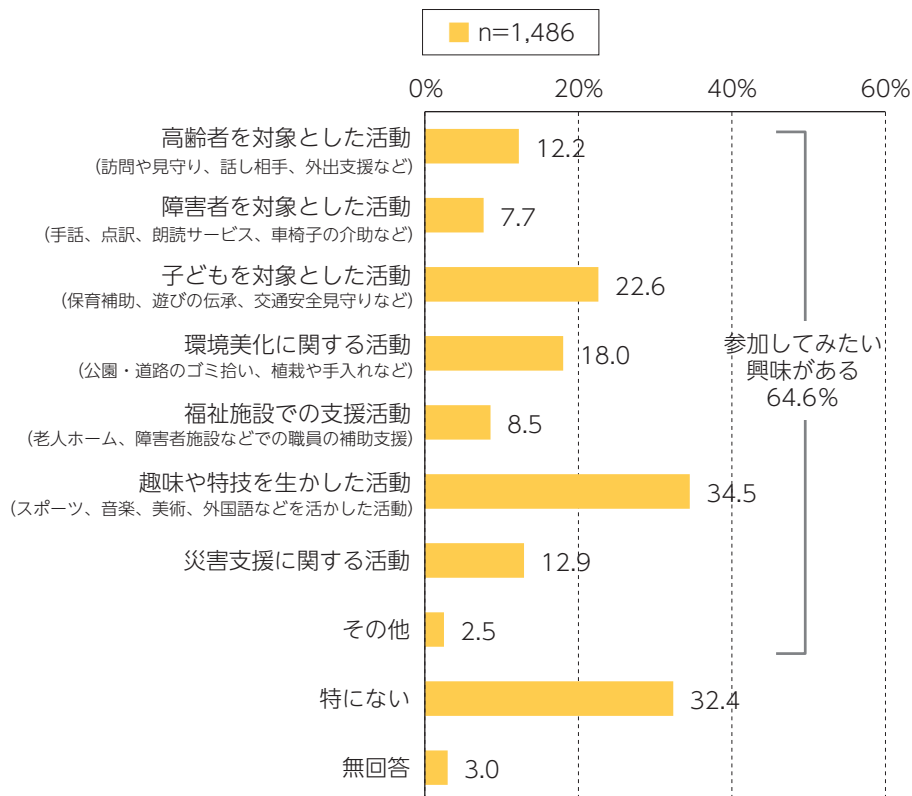
児童虐待の予防・啓発、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターを事務局として小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士など子どもに関わる関係機関による連携を図っています。

(3) 地域人材の育成の状況

ミドルシニア(50歳～64歳)と高齢者(65歳以上)の地域活動への参加意向

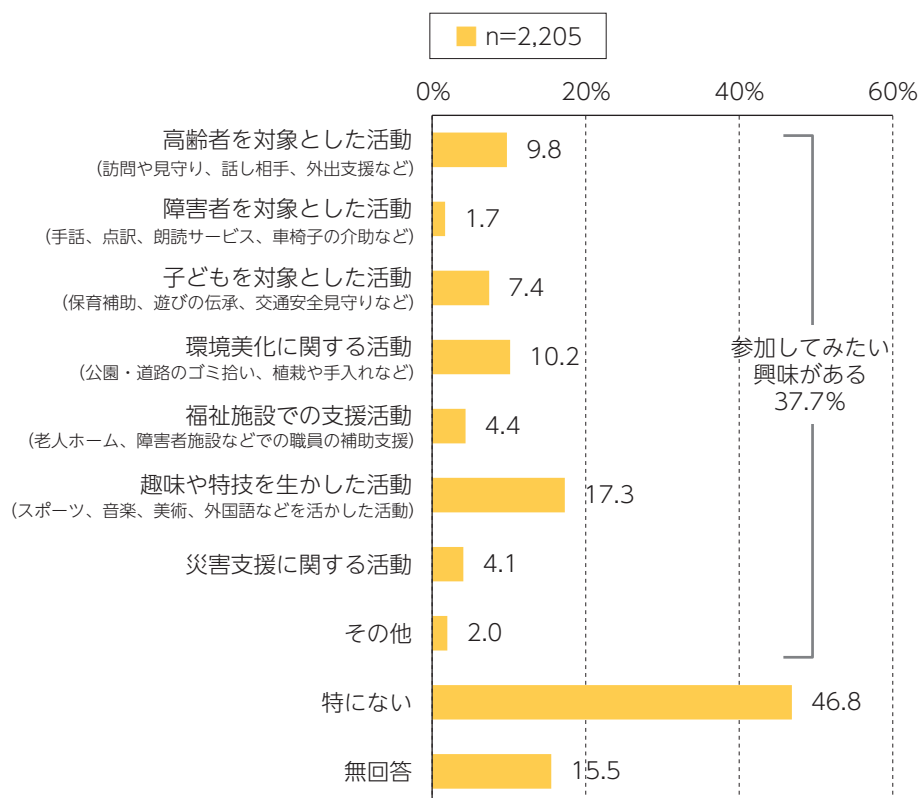
平成28年度に区が実施した調査では、「今後何らかのボランティア活動に参加してみたい」と答えた割合が、要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア(50歳～64歳)で64.6%、要支援・要介護認定を受けていない高齢者(65歳以上)で37.7%となっており、50歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア(50歳～64歳)の参加してみたい、興味があるボランティア活動(図表中の「n」は、回答者数)



資料：平成28年度文京区高齢者等実態調査

要支援・要介護認定を受けていない高齢者(65歳以上)の参加してみたい、興味があるボランティア活動(図表中の「n」は、回答者数)

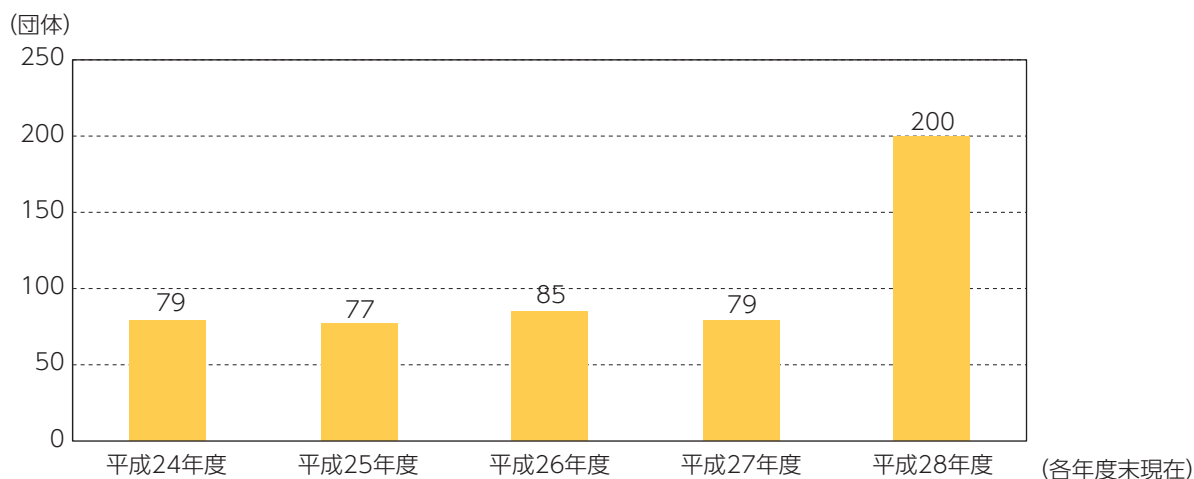


資料：平成28年度文京区高齢者等実態調査

ボランティア支援センター

広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、社会福祉協議会が設置するボランティア支援センターで、研修、講習会、体験教室等の実施をはじめ、地域福祉活動を担う人材育成の支援を行っています。

ボランティア・市民活動団体の利用登録数



地域連携ステーション「フミコム」

社会福祉協議会では、区や地域住民、ボランティア、NPO、企業、大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点として地域連携ステーション「フミコム」を設置しました。

当計画ではフミコムとも連携し、地域福祉保健の推進に資する行政課題の解決を目指してまいります。

参考

社会福祉協議会のフミコムでは、コミュニティマスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやNPOに向けた専門性の高い相談活動を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援しています。また、「フミコムcafe」や「フミコム朝活」といったイベント・交流会を開催し、活動の継続性や発展性を目指すために必要な情報収集・発信・ネットワーク構築を行うほか、設立入門講座や企画運営講座といった団体の設立や活動継続の支援のための各種講座を開催しています。

(4) バリアフリーの環境づくりの状況

まちのバリアフリー

さまざまな人が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、施設設置者と協働し、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、区では、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想の策定に向けた検討を行っています。

心のバリアフリー⁶

区では、「心のバリアフリーハンドブック」改訂版を作成し、障害者差別解消法や災害時対応等の内容を追加しました。また、平成28年に障害者差別解消法が施行されたことを受け、障害の理解を深めるための普及啓発グッズ(かるた、日めくり卓上カレンダー、点字つきクリアファイル)を作成しました。これらのグッズ等を幼稚園、小・中学校、関係機関等に配布するとともに、イベントなどの機会をとらえて広く区民に配布するなど、障害者や障害の特性についての理解の促進を図っています。

また、人権週間や障害者週間での関連行事や講演会の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

6 心のバリアフリー 高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。

情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして点字、カセットテープ、デージーによる区報の作成、ホームページの充実などに取り組んでいます。

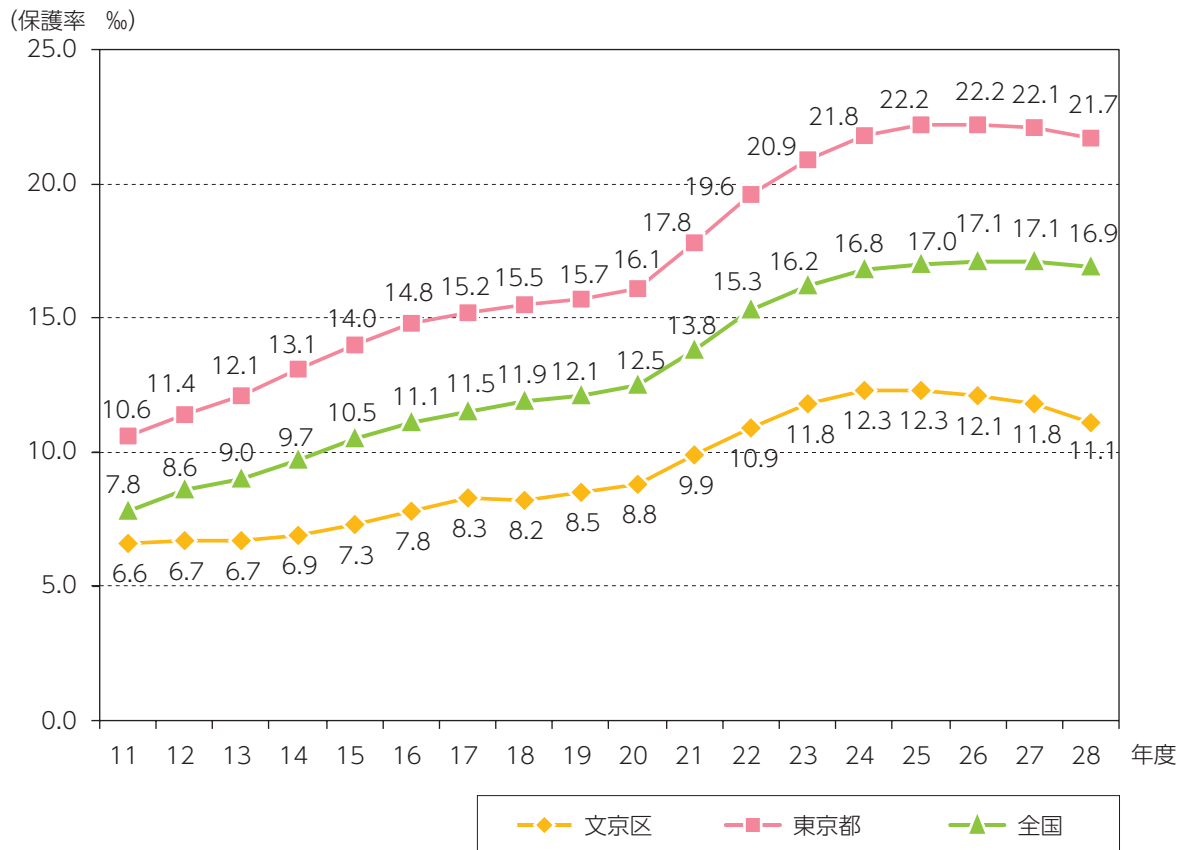
また、平成29年度に、区役所窓口に拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みタブレット端末の設置等を行い、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を図っています。

(5) 生活福祉要援護者の状況

生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成4年以降増加し続けています。また、保護率(単位：‰⁷)も増加傾向にありましたが、本区をとりまく社会経済状況の変化や生活困窮者への支援施策の実施等により、近年は減少傾向にあります。

被保護者の動向(保護率=1000分率)



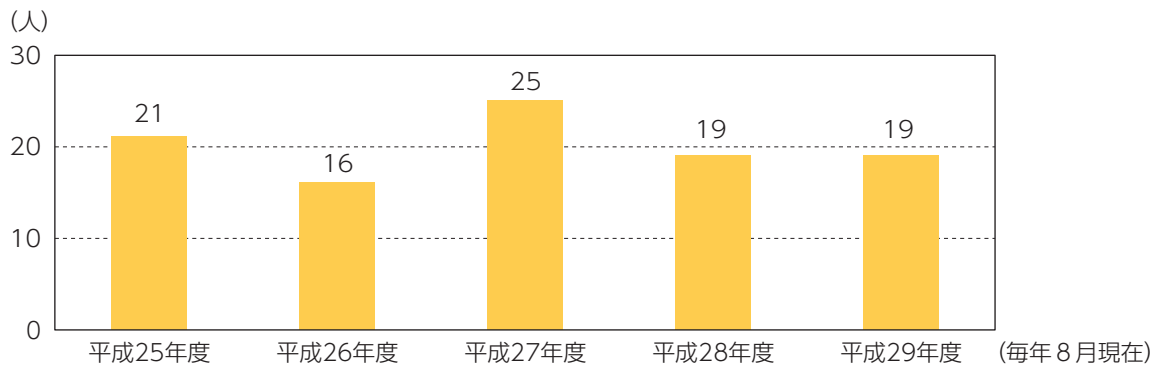
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

7 ‰ パーミル。1000分率。

路上生活者数の推移

公園等で生活する路上生活者は、自立支援センターでの緊急一時保護、就労支援等の一貫した自立支援により、その数は漸減傾向にあります。

区内の路上生活者数



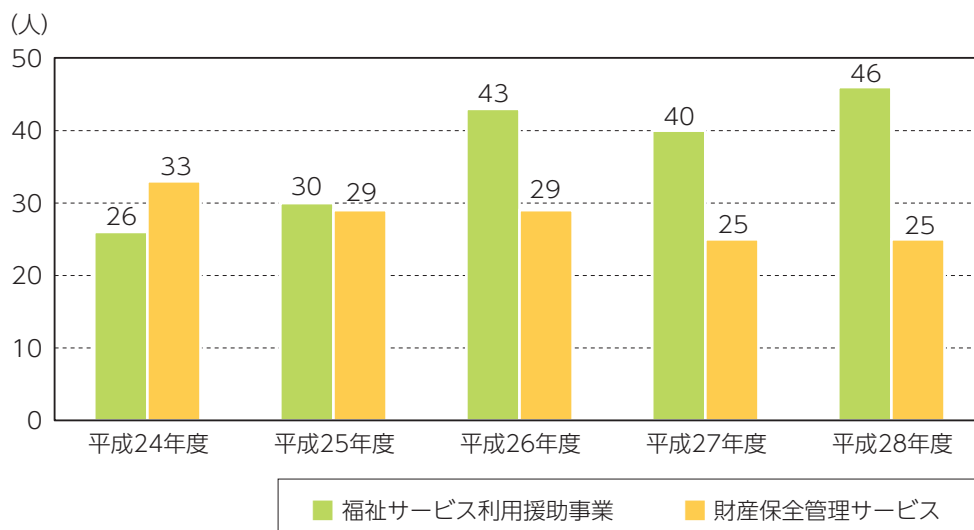
資料：東京都路上生活者概数調査

(6) 権利擁護の状況

福祉サービス利用支援

福祉サービス利用者が多くのサービスの中から適切なサービスを選択し、サービス事業者と対等な立場で安心してサービスが利用できるよう、区と社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」とが連携して、福祉サービス利用援助や相談支援を行っています。

あんしんサポート文京の利用者数



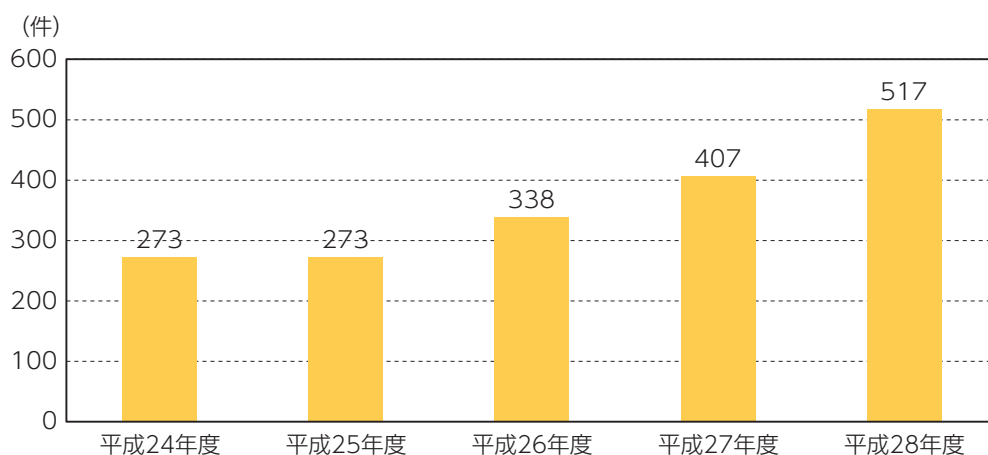
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

成年後見制度

区の高齢者相談窓口、高齢者あんしん相談センター及び社会福祉協議会における権利擁護に関する相談件数は、年々増加する傾向にあり、成年後見制度に関する相談や申立件数も増加しています。一方で、申立者の不在や費用負担の問題などの理由により、申立てをためらうケースが見られます。

そのため、区では、制度に対する周知をはじめ、「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、制度が適切に活用されるよう、普及啓発と利用促進を図っています。

あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成29年版)

(7) 要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況

高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒による人的被害を最小限に抑えるため、避難行動要支援者名簿登録者に対し、家具転倒防止器具の設置助成制度を案内し、器具設置の普及・啓発を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、保護する二次避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内15か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

3 主要項目及びその方向性

(1) 「我が事」の意識醸成と 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの地域の主体が、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、他人事ではなく主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。また、その体制づくりには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの公的な団体と地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、それら団体・主体間のネットワークづくりをこれまで以上に強化します。

また、平成28年度に区が実施した調査では、「今後ボランティア活動に参加してみたい、興味がある」と答えた割合が、要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア(50歳～64歳)で64.6%、要支援・要介護認定を受けていない高齢者(65歳以上)で37.7%と高いことから、こうした人々を貴重な地域人材としてとらえ、地域福祉活動への積極的な参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

(2) まち・心・情報のバリアフリー ユニバーサルデザイン⁸の推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進します。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組みを推進するとともに、障害を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組みを推進します。さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

⁸ ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

(3) 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、 包括的な支援体制の整備

子ども、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を的確に受けられるよう、区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組みを推進します。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高くなっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、ひとり親家庭、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅困窮者への住まい方に関する相談支援の充実を図ります。

(4) 生活福祉要援護者等への支援

正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行っていきます。また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援していきます。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)⁹や虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト¹⁰、心理的虐待及び経済的虐待)の防止及び被害からの早期救済を行うため、必要な相談支援を行うとともに、都や警察などの関係機関との連携を強化していきます。

(5) 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

援護に必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者がサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。

また、判断能力の低下により援護が必要な高齢者、障害者等が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図るとともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う今後の成年後見制度の需要数の増加を見据え、市民後見人の活用と法人後見の利用のあり方の検証を行っていきます。

9 DV(ドメスティック・バイオレンス) 一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力のこと。

10 ネグレクト 保護者、養護者などが児童、高齢者、障害者に対して、育児、世話、介護などを放棄すること又は著しく怠ること。

(6) 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動をとれるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある体制を構築していきます。

さらに、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、その運営体制の構築を推進します。

4 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

子…子育て支援計画 高…高齢者・介護保険事業計画
 障…障害者・児計画 保…保健医療計画

大項目 1 ともに支え合う地域社会づくり

小項目	計 画 事 業		
1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	小地域福祉活動の推進	
	2	地域の支え合い体制づくり推進事業	
	3	ボランティア活動への支援	
	4	NPO活動・地域活動の支援	
	5	地域活動情報サイト	
	6	ふれあいいきいきサロン	
	7	ハートフルネットワーク事業の充実	高1-1-1
	8	みまもり訪問事業	
	9	いきいきサービス事業の推進	
	10	ファミリー・サポート・センター事業	子3-1-3
	11	文京区子育てサポーター認定制度	子3-1-2
	12	民生委員・児童委員による相談援助活動	
	13	話し合い員による訪問活動	
	14	主任ケアマネジャーの支援・活用	
	15	青少年健全育成会への支援・連携	
	16	社会参加の促進事業	
	17	介護施設ワークサポート事業	
	18	シルバー人材センターの活動支援	高1-1-10
	19	高齢者クラブ活動の支援	
	20	介護予防指導者等養成事業の推進	

大項目 2 ひとにやさしいまちづくり

小項目	計 画 事 業	
1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	道のバリアフリーの推進
	2	文京区バリアフリー基本構想の推進
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
	4	総合的自転車対策の推進
	5	公園再整備事業
	6	公衆・公園等トイレの整備事業
	7	コミュニティバス運行
2 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組みの推進
	2	福祉教育の推進
	3	障害及び障害者・児に対する理解の促進 障5-2-1
	4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 障5-2-2
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
	2	情報バリアフリーの推進
	3	区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実
	4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

大項目 3 安心して暮らせる環境の整備

小項目	計 画 事 業	
1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備	1	児童虐待防止ネットワークの充実 子1-2-2
	2	高齢者あんしん相談センターの機能強化
	3	在宅介護における医療連携の推進
	4	障害者基幹相談支援センターの運営
	5	地域医療連携の充実 保2-1-1
	6	居住支援の推進
	7	医療的ケア児支援体制の構築 障4-2-3
	8	男女平等センターにおける相談事業の充実
	9	総合的・包括的な相談支援体制の整備
2 生活福祉要援護者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
	2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
	3	DV被害の防止及び救済
3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4	成年後見制度の利用促進
	5	法人後見の受任
	6	市民後見制度の推進
	7	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築
4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
	2	避難行動要支援者への支援
	3	災害ボランティア体制の整備
	4	福祉避難所の拡充
	5	耐震改修促進事業
	6	家具転倒防止器具設置費用助成

5 計画事業

- の事業は、進行管理対象事業です。

1 ともに支え合う地域社会づくり

1-1 「我が事」の意識醸成と地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

1-1-1 小地域福祉活動の推進

事業概要

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。

また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。

【社会福祉協議会実施事業】

3年間の計画事業量

8名体制になった地域福祉コーディネーターが中心になり、空き家・空き室・空きスペースなどを活用し、誰もが参加できる地域の居場所づくりを進めていく。その居場所を拠点として、住民同士の交流や支え合い、みまもり活動のサポートを行う。今後は常設の居場所を支援する仕組みを検討していく。

1-1-2 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要

地域包括ケアシステムの構築に向けた互助への支援策の一つとして、世代を問わず誰もが参加できる場所としての「地域の居場所」(つどい~の)づくりを展開する者に対して、事業運営に必要となる補助を実施する。

また、介護予防・日常生活支援総合事業としての「住民主体の通いの場」(かよい~の)の事業運営に必要となる補助についても、本事業で実施し、住民主体の活動を支援する。補助は社会福祉協議会を通じて実施する。

【社会福祉協議会実施事業】

3年間の計画事業量

項目名	単位	28年度実績	30年度	31年度	32年度
かよい~の設置数	箇所	—	24	32	40

1-1-3 ボランティア活動への支援

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	利用登録団体数	団体	200	275	300	325

1-1-4 NPO活動・地域活動の支援

事業概要	<p>区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点として地域連携ステーション「フミコム」の運営を行う。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の計画事業量	新たなつながりを創出して地域活性化や課題解決に向けた動きを推進する。					

1-1-5 地域活動情報サイト

事業概要	<p>NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
------	---	--	--	--	--	--

1-1-6 ふれあいいきいきサロン

事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	28年度実績	30年度	31年度	32年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	箇所	107	110	115	120

1-1-7 ハートフルネットワーク事業の充実 (高1-1-1)

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするため、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度実績	32年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	団体	662	700

1-1-8 みまもり訪問事業

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。 【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	利用者数	人	62	65	70	75
	みまもりサポーター数	人	54	60	65	70

1-1-9 いきいきサービス事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。 【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	新規登録利用会員数	人	152	175	200	225

1-1-10 ファミリー・サポート・センター事業 (子3-1-3)

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	活動件数	件	6,799	7,200	7,400	7,600
	会員数	人	2,638	2,700	2,750	2,800

1-1-11 文京区子育てサポーター認定制度 (子3-1-2)

事業概要	<p>子ども・子育て支援新制度における子育て支援員研修のカリキュラムを取り入れた「文京区子育てサポーター認定研修」を実施する。</p> <p>さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の 計画事業量	<p>区の関係機関と協働で「文京区子育てサポーター認定研修」を実施し、区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行う。子育てサポーターは、「ファミリー・サポート・センター事業(事業番号1-1-10)」の担い手となる等、段階的なスキルアップを図りながら、地域の子育て世帯をサポートする。</p>

1-1-12 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする人と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。また、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>
------	---

1-1-13 話し合い員による訪問活動

事業概要

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。

1-1-14 主任ケアマネジャーの支援・活用

事業概要

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーのネットワークの構築を支援し、意見交換や地域包括ケア促進に向けた研修等を実施するとともに、事例検討等のスーパーバイザーとして後進を育成する場を提供する。

1-1-15 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため青少年健全育成会への活動支援を行う。

1-1-16 社会参加の促進事業

事業概要

ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)の地域活動への参加及び生きがいの向上を図ることを目的とした講座等を実施する。

1-1-17 介護施設ワークサポート事業

事業概要

シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を受け負うことで、高齢者の活躍の場の拡大とあわせ、介護人材不足を側面から支援する。また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。

1-1-18 シルバー人材センターの活動支援 (高1-1-10)

事業概要

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。さらに、シルバー人材センターが、多様な就業機会の確保を図るために準備を進めている労働者派遣事業への取組みを支援する。

3年間の 計画事業量

項目名	単位	28年度実績	32年度
会員数	人	1,007	1,125
就労実人員	人	792	900
就業率	%	78.6	80.0

1-1-19 高齢者クラブ活動の支援

事業概要

地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。

1-1-20 介護予防指導者等養成事業の推進

事業概要

身近な地域において介護予防を推進するために、文の京介護予防体操推進リーダー、転倒骨折予防教室ボランティア指導員及び脳の健康教室サポーターを養成し、体操等の普及啓発を行うとともに、高齢者の社会参加の場の推進を図る。

2 ひとにやさしいまちづくり

2-1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

2-1-1 道のバリアフリーの推進

事業概要

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

3年間の 計画事業量

項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
生活関連経路に指定された区道の整備率	%	—	5.0	7.5	10.0

2-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要

文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業(具体的なバリアフリー事業)の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。

2-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

2-1-4 総合的自転車対策の推進

事業概要

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

2-1-5 公園再整備事業

事業概要

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

2-1-6 公衆・公園等トイレの整備事業

事業概要

便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。

3年間の 計画事業量

区内の公衆・公園等トイレ53箇所について、だれでもトイレの設置を含む整備を行う。

2-1-7 コミュニティバス運行

事業概要

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

2-2 心のバリアフリーの推進

2-2-1 障害者差別解消に向けた取組みの推進

事業概要

障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業所等に周知・啓発活動を行う。

2-2-2 福祉教育の推進

事業概要

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、多様性を認め合い、誰もがつながりを持ち、支えあえるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進する。また本事業を通じた地域活動の活性化を図る。

【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 障害及び障害者・児に対する理解の促進 (障5-2-1)

事業概要

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。

3年間の計画事業量

障害のある方への理解を深め、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行う。

2-2-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 (障5-2-2)

事業概要

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人も共に集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

3年間の計画事業量

項目名	単位	28年度実績	30年度	31年度	32年度
入場者数	人	2,783	3,000	3,000	3,000

2-3 情報のバリアフリーの推進

2-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

事業概要

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

2-3-2 情報バリアフリーの推進

事業概要

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボードの設置、音声認識ソフトインストール済みのタブレット端末の設置等の取組みにより、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するために支援し、情報バリアフリーの推進を図っていく。

2-3-3 区報ぶんきょう・ホームページ・CATVでの情報提供の充実

事業概要

視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、区報ぶんきょうを点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。

ホームページにおいても、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を実施し、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できる環境を整える。

また、CATVにおいても、番組本編に字幕の挿入を行い、高齢者や障害者を含めただれも見やすい番組制作を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送する。

2-3-4 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

事業概要

一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。

3 安心して暮らせる環境の整備

3-1 多様で複合化した課題を「丸ごと」受け止める、包括的な支援体制の整備

3-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実 (子1-2-2)

事業概要

要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。

3年間の計画事業量

地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営する。

3-1-2 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するため、高齢者あんしん相談センターの機能強化を図る。また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実を支援する。

3-1-3 在宅介護における医療連携の推進

事業概要

在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療・介護サービス等を包括的に提供するため、高齢者あんしん相談センターが連携窓口となり支援を行う。また、ケアマネジャー等から在宅介護を支える医療連携の個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。

3-1-4 障害者基幹相談支援センターの運営

事業概要

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

3-1-5 地域医療連携の充実 (保2-1-1)

事業概要	区民に切れ目のない適切な医療を確保するため、地域医療連携推進協議会及び検討部会での協議・検討を通じて、区内の医療機関の役割分担を明確にし、病院・診療所・歯科診療所・薬局等との連携、在宅医療の推進等、地域医療連携の充実を図る。
3年間の計画事業量	地域医療連携推進協議会・検討部会において、課題の整理、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。

3-1-6 居住支援の推進

事業概要	住宅確保要配慮者(高齢者、障害者、ひとり親世帯、低所得者等住宅確保に特に配慮を要する者)に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら既存の住宅ストックを活用して住まいの確保を図る。 また、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携して支援するとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体からなる「文京区居住支援協議会」にて相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。
------	--

3-1-7 医療的ケア児支援体制の構築 (障4-2-3)

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行う。
3年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図る。

3-1-8 男女平等センターにおける相談事業の充実

事業概要	パートナーや親子などの家族関係、職場や地域での人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、専門のカウンセラーによる相談を行う。
------	---

3-1-9 総合的・包括的な相談支援体制の整備

事業概要

8050やダブルケア(8頁参照)といった、課題が複合化して生じる解決困難なケースにも対応できるよう、総合的・包括的な相談支援体制の構築に向けて、組織横断的なプロジェクトチームを設置し、検討する。

3-2 生活福祉要援護者等への支援

3-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

事業概要

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。

3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	就労相談者数	人	77	80	80	80
	住居確保給付金支給者数	人	8	20	20	20
	学習支援者数	人	69	60	60	60
	その他の支援	人	77	80	80	80

3-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要

生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。

3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	就労相談者数	人	1,804	1,800	1,800	1,800
	就労セミナー受講者数	人	122	120	120	120
	就労体験者数	人	112	120	120	120
	就労者数(半就労者数を含む)	人	63	70	70	70

3-2-3 DV被害の防止及び救済

事業概要

夫などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、心身の健康を回復させるための医療機関受診、保護命令制度利用についての情報提供、婦人保護施設及び母子生活支援施設等への入所による住宅の確保の支援等を、関係機関と連携して行う。

3-3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

3-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要

高齢、知的障害、精神障害などにより判断が難しいため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。
【社会福祉協議会実施事業】

3年間の 計画事業量

項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
福祉サービス利用援助事業件数	件	46	46	46	46
財産保全管理サービス件数	件	25	33	34	35
法律相談件数	件	16	16	16	16

3-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。
また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。
【社会福祉協議会実施事業】

3-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

3-3-4 成年後見制度の利用促進

事業概要

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。
【社会福祉協議会実施事業】

3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	成年後見学習会・講座開催数	回	8	10	10	10
専門相談件数	件	25	33	34	35	

3-3-5 法人後見の受任

事業概要

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。
【社会福祉協議会実施事業】

3-3-6 市民後見制度の推進

事業概要

認知症の人や一人暮らし高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するため、弁護士などの専門職のみでなく、市民を含めた後見人(市民後見人)が地域での後見業務を担うことができるよう支援する。
【社会福祉協議会実施事業】

3-3-7 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

事業概要

社会福祉協議会の権利擁護センターを、成年後見制度利用促進基本計画に示された地域連携ネットワークの中核機関と位置づけ、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する成年後見制度関係機関の連携体制の構築について検討する。

3-4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

事業概要

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

3-4-2 避難行動要支援者への支援

事業概要

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

事業概要

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

3年間の 計画事業量

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、平常時から関係機関や協定締結先との連携を進める。

3-4-4 福祉避難所の拡充

事業概要

避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

また、福祉避難所においては、他の避難所と同様に避難者が利用できる公衆無線LAN設備を配置する。

3年間の計画事業量

区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所設置箇所数の拡大を図る。

あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や災害時要配慮者対策・福祉避難所検討会(協定施設、区内福祉事業者、区関係課で構成)を通じて「福祉避難所設置・運営マニュアル」の改善を行う。

3-4-5 耐震改修促進事業

事業概要

建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

3年間の計画事業量

項目名	単位	28年度実績	30年度	31年度	32年度
木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	件	19	20	20	20
木造住宅耐震設計・改修 (高齢者・障害者)	件	2	4	4	4
木造住宅耐震シェルター等 (高齢者・障害者)	件	0	1	1	1

3-4-6 家具転倒防止器具設置費用助成

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	家具転倒防止器具 購入・設置費用助成数	世帯	105	100	100	100

第Ⅲ部

子育て支援 計画

※平成27年度～平成31年度の計画を掲載しています。

1 計画の目的

急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化しており、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法律に基づき、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村(特別区を含む)は、国が定めた「指針」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されました。

本区では、平成22年3月に策定した「子育て支援計画」(平成22年度～26年度)の最終年度を迎え、子育て支援施策の継続性とさらなる拡充が必要なことから、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとし、新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(平成27年度～31年度)を策定します。この計画に基づき、子どもの健やかな成長の支援や地域社会全体で子どもを育む体制の構築などを推進し、地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、みんなが楽しく育ち合えるまちを目指します。

2 主要項目及びその方向性

(1) 子どもの健やかな成長の支援

妊娠中や出産後は、身体的にも精神的にも負担がかかる時期です。そこで、体の回復はもちろん、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアも含めた産前・産後ケアの充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るため、発達段階に応じた各種健診や発育・栄養・生活環境などについての指導・助言などのサポートを行うとともに、発達に不安や障害のある場合の相談体制の整備や療育の場の充実など、適切な支援を受けられるよう取り組んでいきます。

また、子どもが健やかに成長していくためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。子どもと家庭を支援する関連機関等のネットワークを活かした取り組みを進め、児童虐待への対応と未然防止に努めるとともに、いじめや体罰を許さない社会を築いていきます。

(2) 子どもの生きる力・豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、仲間や自然とふれあい、他者を思いやる心や自立心を養うことは、豊かな人間性を形成する上で大切なことです。

このため、保育(養護・教育)や学校教育の充実をはじめ、小学生、中高生が様々な体験や同年齢・異年齢の友だちと遊び、ふれあうことのできる機会や居場所、遊びの場を子どもの視点を踏まえて確保するよう取り組んでいきます。

また、こうした時期から乳幼児とふれあうことや様々な自然体験・社会体験等を通して、生命を尊重する心、美しいものに感動する心、他者を思いやる心、規範意識などを育てていくことも必要です。

さらに、将来の社会生活を見据え、小学生、中学生の時期から、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育を推進していきます。

(3) 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

いかなる時代にあっても、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちが健やかに成長していく環境を整備することに社会全体で取り組む必要があります。

また、都市化や就業形態の多様化などにより、子育てに対するニーズは複雑化するとともに、子育ての負担感の増大や、地域で孤立する保護者への対応も課題となっています。

こうしたことから、家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう地域、学校、事業者、行政などが連携し社会全体で子育てを支援していきます。

(4) 子育てと仕事の両立支援

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、国における育児休業や短時間勤務制度の普及・定着、事業者や従事者の意識改革などに社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、本人の望むところにより、子育てしながら仕事を続けられる、あるいは再び希望したときに就業できる社会としていくため、様々なサービスの提供主体との連携などにより、子育て環境の充実を図っていく必要があります。

こうしたことから、多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、様々な保育形態等による子育て支援サービスを提供することで、ニーズに応じた的確な支援を行うとともに、保育の質の充実と量の拡充を図り、引き続き、待機児童の解消に努めていきます。

(5) 子育ての心理的・経済的負担の軽減

子育てをしている人の中には、気軽に子育ての悩みを身近なところに相談できる人がいないことなどにより、心理的な負担や不安を抱えてしまう人もいます。

このような人たちが、不安や悩みを相談することにより、子育てについての心理的な負担感を解消し、安心して子育てができる環境を整備していきます。

また、子育てには、様々な養育費が必要となることから、子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる人も少なくありません。

こうしたことから、子育てに伴う心理的な負担感の解消や経済的な支援を図り、子育てに喜びを感じ、安心して子育てできる環境を整備していきます。

(6) 子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出でき、過ごすことができるよう、歩道の段差解消や公園の整備など、だれにでもやさしいまちづくりを進めていきます。

また、子どもの非行防止や犯罪からの被害防止、交通事故から子どもを守るための啓発活動や発達段階に応じた訓練・安全指導を学校、地域、警察などと連携して引き続き取り組んでいきます。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 地…地域福祉保健の推進計画
 - 障…障害者計画
 - 保…保健医療計画
 ※それぞれ、前計画の事業番号を掲載しています。
 - 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針(平成26年内閣府告示第159号)において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

大項目 1 子どもの健やかな成長

小項目	計 画 事 業		
1 子どもや家庭における健康の確保	1	妊娠・出産への支援 ★	保1-4-1
	2	母親・両親学級	
	3	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) ★	保1-4-2
	4	新生児沐浴・母乳指導	
	5	乳幼児健康診査	保1-4-3
	6	アレルギー相談	
	7	発達健康診査	障4-1-2
	8	経過観察健康診査	
	9	心理経過観察	
	10	歯科保健相談	
	11	栄養指導講習会	
	12	育児相談	
	13	文京区版ネウボラ事業	
	14	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト	
	15	シックハウス対策の普及啓発	
2 児童虐待防止対策の充実	1	児童を対象とした相談窓口の運営	
	2	児童虐待防止ネットワークの充実 ★	
	3	乳幼児家庭支援保健事業	

小項目	計 画 事 業		
3 障害児施策の充実	1	療育相談の充実	障4-1-3
	2	児童発達支援センターの運営	障4-2-1
	3	保育園障害児保育	障4-3-4
	4	育成室の障害児保育	障4-4-3
	5	障害及び障害者・児に対する理解の促進	障5-2-1
	6	障害児相談支援	障4-2-7
	7	児童発達支援	障4-3-1
	8	医療型児童発達支援	障4-3-2
	9	保育所等訪問支援	障4-3-3
	10	放課後等デイサービス	障4-4-9
	11	障害者・児歯科診療事業	障1-6-3
	12	障害児スポーツ事業	

大項目 2 子どもの生きる力、豊かな心の育成

小項目	計 画 事 業		
1 青少年の健全育成	1	文京区青少年育成プラン等の推進	
	2	放課後全児童向け事業 ★	
	3	児童館の整備及び運営	
	4	中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ)等)	
	5	ひきこもり等の自立支援	
	6	ボランティア・市民活動への支援	地1-1-2
	7	保育園体験学習	
2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	1	確かな学力育成事業	
	2	いのちの教育の推進	
	3	生きる力実現・学校力パワーアップ事業	
	4	部活動への支援	
	5	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール	
	6	総合相談事業の充実	障4-4-1
	7	学校施設の整備	
	8	教育情報環境整備	
	9	学校支援地域本部事業	
	10	私立幼稚園運営事業補助	

小項目	計 画 事 業	
3 家庭や地域の教育力の向上	1	家族のふれあいの促進
	2	ブックスタート事業
	3	消費生活出前講座(子ども向け)
	4	子ども向け消費生活研修会
	5	子ども向け文化・学習事業の充実
	6	親子スポーツ教室
	7	小中学生スポーツ教室
	8	文京ジュニア・アスリート・アカデミー
	9	家庭教育支援の推進
	10	P T A活動との連携強化、活動支援
	11	講座等での保育室設置
4 特別支援教育の充実	1	幼稚園特別保育 障4-3-5
	2	就学前相談体制の充実 障4-3-6
	3	バリアフリーパートナー事業 障4-4-4
	4	特別支援教育の充実 障4-4-2

大項目 3 地域における子育て支援

小項目	計 画 事 業	
1 地域との協働・活動支援	1	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動
	2	文京区子育てサポーター認定制度
	3	ファミリー・サポート・センター事業 ★
	4	小地域福祉活動の推進 地1-1-1
	5	ふれあいいきいきサロン事業 地1-1-3
	6	医療機関等による子育て関連事業への協力
	7	大学の子育て関連事業への協力
2 仲間作りの支援・場の提供	1	子育てステーション
	2	乳幼児プログラム
	3	幼児クラブ
	4	子育てグループ等支援
	5	幼稚園施設開放
3 健全育成活動への支援	1	青少年健全育成会への支援・連携
	2	青少年の社会参加と青年育成事業の推進

大項目 4

すべての子育て家庭への支援

小項目	計 画 事 業
1 保育の充実	1 安心・安全なシッターサービスの提供
	2 区立保育園の施設改修
	3 区立幼稚園の定員拡充 ★
	4 幼稚園・保育園の一元化施設の運営管理
	5 区立幼稚園の認定こども園化 ★
	6 お茶の水女子大学認定こども園(仮称)の開設 ★
	7 保育園延長保育 ★
	8 区立保育園年未保育
	9 地域型保育事業 ★
	10 グループ保育室運営 ★
	11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★
	12 一時保育 ★
	13 病児・病後児保育 ★
	14 区立幼稚園の預かり保育 ★
	15 認証保育所の運営補助
	16 認可外保育施設の認可化移行支援事業 ★
	17 私立認可保育所の整備拡充 ★
	18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム
	19 育成室の整備及び運営 ★
	20 民間事業者誘致による小学生の受入れ ★
	21 市街地再開発事業における子育て支援施設の誘致
	22 福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	23 子育て短期支援事業 ★
	24 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助
2 子育てに伴う心理的負担の軽減	1 子ども家庭支援センター事業 ★
	2 子育てひろば事業 ★
	3 保育園子育て相談
	4 幼稚園子育て相談

小項目	計 画 事 業	
3 子育てに伴う経済的負担の軽減	1	男性不妊検査費助成事業
	2	特定不妊治療費助成事業
	3	特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業
	4	入院助産
	5	児童手当
	6	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成
	7	保育園第3子保育料助成
	8	認証保育所保育料助成
	9	区立幼稚園保育料の減免
	10	私立幼稚園等保護者負担軽減
	11	入学支度資金貸付
	12	奨学資金貸付
	13	就学援助
	14	学校給食補助
4 子育て情報提供の充実	1	子育てガイド
	2	子育て施策PRイベントの開催
	3	子育て応援メールマガジンの配信
5 仕事と生活の調和に向けた啓発	1	男女平等参画推進事業
	2	労働者・事業主への広報・啓発活動
6 ひとり親家庭への支援	1	母子・父子自立支援員
	2	母子家庭等自立支援事業
	3	母子生活支援施設
	4	母子・女性緊急一時保護事業
	5	ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業
	6	児童扶養手当の支給
	7	児童育成手当(育成手当)の支給
	8	ひとり親家庭等医療費助成
	9	母子及び父子福祉資金
7 障害のある子どもの家庭への支援	1	短期保護 障1-1-15
	2	短期入所(ショートステイ) 障1-1-8
	3	緊急一時介護委託費助成
	4	特別児童扶養手当の支給
	5	児童育成手当(障害手当)の支給
	6	福祉手当の支給
	7	日中短期入所事業 障1-1-13

小項目	計 画 事 業	
8 良好な居住環境の確保	1	区立住宅の運営
	2	特優賃区民住宅借上げ事業
	3	居住支援の推進
	4	市街地再開発にかける住宅供給

大項目 5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

小項目	計 画 事 業	
1 青少年のための地域環境の整備	1	非行防止・更生保護の推進
	2	環境浄化推進運動
2 安心して外出できる環境の整備	1	道のバリアフリーの推進 地2-1-3
	2	コミュニティ道路整備
	3	公園再整備事業
	4	建築物等のバリアフリーの推進
	5	文京区バリアフリー基本構想の策定
3 児童の安全の確保	1	犯罪の被害防止対策の推進
	2	安全・安心なまちづくり
	3	安全・安心な公園づくり
	4	安全・安心な学校づくり
	5	交通安全教育の実施
	6	防災教室の実施
	7	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

第Ⅳ部

高齢者・介護保険 事業計画

① 計画の目的

わが国では、平均寿命の伸びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

国の発表によれば、65歳以上(高齢者)の人口は、総人口の27.7%に達しており、国民の約4人に1人が高齢者であるとともに、その約半数が75歳以上の高齢者(以下「後期高齢者」という。)となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年(平成37年)まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年(平成52年)にピークを迎えると見込まれています。

本区も、区民の約5人に1人が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、同様の推移をたどることが見込まれ、また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加傾向にあります。

また、このように高齢者の増加が急速に進む中、生産年齢人口の減少の影響等により、医療サービスや介護保険サービスなどの社会保障制度の持続可能性が懸念されています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者及び介護と育児に同時に直面するダブルケアなどが課題となっています。

こうした状況に対応するため、平成27年4月から施行された国の「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられています。

平成29年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、「地域包括ケアシステムの深化・推進」の観点から、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」や「医療と介護の連携の推進」などが盛り込まれました。

本区では、これらを踏まえ、2025年(平成37年)を見据えた中長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(平成30年度～平成32年度)を策定します。

2 主要項目及びその方向性

(1) 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、相互に協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスを効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の人を地域で支えるため、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、介護を行っている家族等の心身の負担や孤立感等を軽減させるため、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

(2) 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能にすることが重要です。

そのため、居宅サービスをはじめ、地域密着型サービスなどの介護保険サービスを適切に提供するとともに、介護サービス事業者のスキルアップを支援し、質の高い介護サービスが確保される取組を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進するための取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができる取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) いざという時のための体制づくり

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要になった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの利用促進を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実行性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、地震に強い住まいづくりへの支援を推進していきます。

さらに、介護保険サービスを提供する事業者が災害時等に通所者や入所者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

大項目 1 地域でともに支え合うしくみの充実

小項目	計 画 事 業	
1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	ハートフルネットワーク事業の充実
	2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
	3	地域ケア会議の運営
	4	小地域福祉活動の推進 地1-1-1
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動
	6	話し合い員による訪問活動
	7	みまもり訪問事業 地1-1-8
	8	高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援
	9	社会参加の促進事業
	10	シルバー人材センターの活動支援
	11	シルバーお助け隊事業への支援
	12	いきいきサービス事業の推進 地1-1-9
	13	ボランティア活動への支援 地1-1-3
	14	ミドル・シニア目線を活かした発信力強化事業
	15	地域活動情報サイト
2 医療・介護の連携の推進	1	地域医療連携の充実 保2-1-1
	2	在宅医療・介護連携推進事業
	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
3 認知症施策の推進	1	認知症に関する講演会・研修会
	2	認知症相談
	3	認知症ケアパスの普及啓発
	4	認知症地域支援推進員の設置
	5	認知症支援コーディネーターの設置
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
	7	認知症初期集中支援推進事業

小項目	計 画 事 業	
3 認知症施策の推進	8	認知症サポーター養成講座
	9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
	10	認知症の症状による行方不明者対策の充実
	11	若年性認知症への取組
	12	生活環境維持事業
4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
	2	社会参加と将来の介護を見据えた「自分史」作成支援事業
	3	認知症初期集中支援推進事業【再掲1-3-7】
	4	認知症サポーター養成講座【再掲1-3-8】
	5	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲1-3-9】
	6	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲1-5-1】
	7	緊急ショートステイ【再掲2-5-7】
5 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
	2	老人福祉法に基づく相談・措置
	3	介護保険相談体制の充実
	4	高齢者向けサービスの情報提供の充実
6 高齢者の権利擁護の推進	1	成年後見制度の利用促進 地3-3-4
	2	法人後見の受任
	3	市民後見制度の推進
	4	福祉サービス利用援助事業の促進 地3-3-1
	5	高齢者虐待防止への取組強化
	6	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

小項目	計 画 事 業	
1 介護サービスの充実	1	居宅サービス
	2	施設サービス
	3	地域密着型サービス
	4	事業者への実地指導・集団指導
	5	介護サービス情報の提供
	6	給付費通知
	7	公平・公正な要介護認定の実施
	8	主任ケアマネジャーの支援
	9	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
	10	生活保護受給高齢者支援事業
2 ひとり暮らし・寝たきり高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
	2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
	3	院内介助サービス
	4	寝たきり等高齢者理美容サービス
	5	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業
	6	ごみの訪問収集
	7	歯と口腔の健康 保1-1-5
3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会
	2	ケアマネジャーへの個別相談・研修
	3	ケアプラン点検の実施
	4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
	2	介護施設ワークサポート事業
5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進
	2	高齢者住宅設備等改造事業
	3	住宅改修支援事業
	4	高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)
	5	高齢者施設の整備(介護老人保健施設)
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
	7	緊急ショートステイ
	8	公園再整備事業
	9	公衆・公園等トイレの整備事業 地2-1-6

小項目	計 画 事 業	
5 住まい等の確保と生活環境の整備	10	文京区バリアフリー基本構想の推進
	11	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
	12	道のバリアフリーの推進 地2-1-1

大項目 3 健康で豊かな暮らしの実現

小項目	計 画 事 業	
1 健康づくりの推進	1	健康相談
	2	健康診査・保健指導 保1-2-2
	3	高齢者向けスポーツ教室
	4	高齢者いきいき入浴事業
	5	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援
2 介護予防・日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
	2	短期集中予防サービス
	3	介護予防ケアマネジメントの実施
	4	介護予防把握事業
	5	介護予防普及啓発事業 保1-5-2
	6	介護予防ボランティア指導者等養成事業
	7	生活支援体制整備事業
	8	地域介護予防活動支援事業(通いの場)
	9	地域リハビリテーション活動支援事業
3 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
	2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)
	3	生涯にわたる学習機会の提供
	4	高齢者クラブ活動(学習と交流)の支援
	5	いきがづくり世代間交流事業
	6	いきがづくり文化教養事業
	7	いきがづくり敬老事業
	8	ふれあいいきいきサロン 地1-1-6
	9	福祉センター事業
	10	長寿お祝い事業
	11	シルバーセンター等活動場所の提供

大項目 4 いざという時のための体制づくり

小項目	計 画 事 業	
1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援
	2	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
	3	高齢者緊急連絡カードの整備
	4	緊急通報システム
	5	福祉避難所の拡充 地3-4-4
2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業 地3-4-5
	2	家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6
3 災害に備える介護サービス事業者への支援	1	事業継続計画マニュアル等の作成支援
	2	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

第Ⅴ部

障害者・児計画

1 計画の目的

我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約¹¹では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第1条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。

これらを受け、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。

障害者権利条約及び障害者差別解消法¹²で掲げられている障害者に対する合理的配慮¹³については、国の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組みを進めていくこととしています。

子どもの権利条約¹⁴の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。なお、平成30年4月から障害児福祉計画の策定が義務付けられたことに伴い、障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供しその人らしい生活を送るための支援、制度の縦割りを超えた柔軟な支援等が求められています。

こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成30年から平成32年までの3年間における障害者・障害児施策の考え方と取組みを一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

11 障害者権利条約 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

12 障害者差別解消法 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

13 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

14 子どもの権利条約 正式名称「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child)

2 主要項目及びその方向性

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービス基盤の整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域で安心して生活し続けるために関係機関の連携等、支援体制の構築を図っていきます。

また国の基本指針¹⁵では、障害者の地域生活に必要な機能の整備として、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することを目標にしています。区においても地域自立支援協議会等で協議・検討し、整備に向けた取組みを行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら、専門的かつ継続的な相談支援が行えるよう体制を構築することで、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度のさらなる普及啓発、意思決定支援の質の向上等に取り組むことに加え、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行っていきます。

15 基本指針 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年厚生労働省告示395号)。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(3) 障害者が安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高まる中、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援も求められています。

そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、企業実習の支援等機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組みを推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する知識や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、障害の有無に関わらず、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害児と健常児が共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会との交流促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組みを行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 地…地域福祉保健の推進計画 子…子育て支援計画 保…保健医療計画
 - ◆…第5期障害福祉計画(平成30年度～32年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

大項目 1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計 画 事 業
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護(ホームヘルプ) ◆
	2 重度訪問介護 ◆
	3 同行援護 ◆
	4 行動援護 ◆
	5 重度障害者等包括支援 ◆
	6 生活介護 ◆
	7 療養介護 ◆
	8 短期入所(ショートステイ) ◆
	9 補装具費の支給
	10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆
	11 手話通訳者設置事業 ◆
	12 日常生活用具給付 ◆
	13 移動支援 ◆
	14 日中短期入所事業 ◆
	15 緊急一時介護委託費助成
	16 短期保護
	17 福祉タクシー
	18 地域生活安定化支援事業
	19 日中活動系サービス施設の整備
	20 地域生活支援拠点の整備 ◆
	21 共生型サービス

小項目	計 画 事 業	
2 事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	2	障害福祉サービス事業者等への指導・監査
	3	障害者施設職員等の育成・確保
	4	障害福祉サービス等事業者連絡会の運営
3 生活の場の確保	1	グループホームの拡充
	2	共同生活援助(グループホーム) ◆
	3	施設入所支援 ◆
	4	自立生活援助 ◆
	5	居住支援の推進
4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆
	2	入院中の精神障害者の地域生活への移行 ◆
	3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆
	4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
	5	地域移行支援 ◆
	6	地域定着支援 ◆
5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
	2	地域活動支援センター ◆
	3	自立訓練(機能訓練・生活訓練) ◆
	4	難病リハビリ教室
6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
	2	難病医療費助成
	3	障害者(児)歯科診療事業
	4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
	5	精神保健・難病相談
7 経済的支援	1	福祉手当の支給
	2	児童育成手当の支給
	3	利用者負担の軽減

大項目 2

相談支援の充実と権利擁護の推進

小項目	計 画 事 業		
1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築	
	2	計画相談支援 ◆	
	3	地域移行支援 ◆【再掲1-4-5】	
	4	地域定着支援 ◆【再掲1-4-6】	
	5	相談支援事業 ◆	
	6	地域自立支援協議会の運営	
	7	障害者基幹相談支援センターの運営	
	8	身体障害者相談員・知的障害者相談員	
	9	障害福祉サービス等の情報提供の充実	
	10	地域安心生活支援事業	保2-3-2
	11	意思決定支援の在り方の検討	
	12	小地域福祉活動の推進	地1-1-1
	13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲5-6-5】	
2 権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地3-3-1
	2	成年後見制度の利用促進 ◆	地3-3-4
	3	法人後見の受任	
	4	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	
	5	障害者・児童虐待防止対策支援事業	
	6	障害者差別解消支援地域協議会の運営	

大項目 3 障害者が安心して働き続けられる就労支援

小項目	計 画 事 業
1 就労支援体制の確立	1 障害者就労支援の充実
	2 就労支援ネットワークの構築・充実
	3 就労促進助成事業
2 職場定着支援の推進	1 就業先企業への支援
	2 安定した就業継続への支援
	3 就労者への余暇支援
3 福祉施設等での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行 ◆
	2 就労移行支援 ◆
	3 就労継続支援(A型・B型) ◆
	4 就労定着支援 ◆
	5 福祉的就労の充実
	6 障害者施設優先調達法に基づいた物品調達の推進
	7 日中活動系サービス施設の整備【再掲1-1-19】
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大
	2 障害者雇用の普及・啓発
	3 地域雇用開拓の促進

大項目 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計 画 事 業	
1 障害のある子どもの 健やかな成長	1	乳幼児健康診査 保1-4-2
	2	発達健康診査
	3	総合相談事業の充実
	4	発達に関する情報の普及啓発
	5	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【再掲1-6-4】
2 相談支援の充実と関 係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
	2	多様な支援機関の連携
	3	医療的ケア児支援体制の構築 ◆
	4	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 ◆
	5	継続支援体制の充実
	6	個別の支援計画の作成
	7	専門家アウトリーチ型支援
	8	障害児相談支援 ◆
	9	医療的ケア児在宅レスパイト事業
	10	障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 ◆
3 乳幼児期・就学前の 支援	1	児童発達支援 ◆
	2	医療型児童発達支援 ◆
	3	居宅訪問型児童発達支援 ◆
	4	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲4-5-9】
	5	保育園障害児保育
	6	幼稚園特別保育
	7	就学前相談体制の充実
	8	総合相談事業の充実【再掲4-1-3】
	9	専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-7】
4 学齢期の支援	1	総合相談事業の充実【再掲4-1-3】
	2	特別支援教育の充実
	3	育成室の障害児保育
	4	バリアフリーパートナー事業
	5	個に応じた指導の充実
	6	交流及び共同学習支援員配置事業
	7	特別支援教育担当指導員配置事業
	8	専門家アウトリーチ型支援【再掲4-2-7】
	9	放課後等デイサービス ◆
	10	居宅訪問型児童発達支援【再掲4-3-3】

小項目	計 画 事 業	
5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園障害児保育【再掲4-3-5】
	2	幼稚園特別保育【再掲4-3-6】
	3	育成室の障害児保育【再掲4-4-3】
	4	交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】
	5	ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)
	6	子育てひろば
	7	児童館
	8	b-lab(文京区青少年プラザ)
	9	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

大項目 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計 画 事 業	
1 まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進
	2	道のバリアフリーの推進 地2-1-1
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
	4	総合的自転車対策の推進
	5	公園再整備事業
	6	公衆・公園等トイレの整備事業 地2-1-6
	7	コミュニティバス運行
	8	ごみの訪問収集
2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) ◆
	2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
	3	障害者事業を通じた地域参加
	4	障害者差別解消に向けた取組の推進
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
	2	情報バリアフリーの推進
	3	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

小項目	計 画 事 業		
4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及・啓発	
	2	避難行動要支援者への支援	
	3	福祉避難所の拡充	地3-4-4
	4	避難所運営協議会の運営支援	
	5	災害ボランティア体制の整備	地3-4-3
	6	耐震改修促進事業	地3-4-5
	7	家具転倒防止器具設置費用助成	地3-4-6
	8	緊急通報・火災安全システムの設置	
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域参加【再掲5-2-3】	
	2	地域に開かれた施設運営	
	3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲5-2-2】	
	4	心身障害者・児レクリエーション	
	5	障害者スポーツ等の推進	
6 地域福祉の担い手への支援	1	ボランティア活動への支援	地1-1-3
	2	手話奉仕員養成研修事業	
	3	ふれあいいきいきサロン	地1-1-6
	4	ファミリー・サポート・センター事業	子3-1-3
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動	
	6	話し合い員による訪問活動	
	7	自発的活動支援事業 ◆	
	8	地域活動情報サイト	

第Ⅵ部

保健医療計画

1 計画の目的

近年、わが国の平均寿命は毎年、過去最高を更新しています。長寿社会となった現在、生涯にわたって健やかに心豊かに生活できるよう、健康的な生活習慣の確立、生活習慣病の予防や介護予防活動など、ライフステージに応じた支援や死因順位第1位のがんへの対策などが必要となります。

一方、文京区の出生数は平成25年から平成28年まで年々増加しています。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目ない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが重要となります。

また、文京区では現在、65歳以上の方が人口の約5分の1を占めています。こうした高齢化の進展に伴い、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や、今後、患者数の増加が見込まれる認知症の対策が重要となります。

さらに、食中毒や感染症の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の推進と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

2 主要項目及びその方向性

(1) 健康づくりの推進

子どもから高齢者まで、全ての区民が生涯にわたって主体的に健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに生活できるよう、ライフステージに応じた区民一人ひとりの身体とこころの健康づくりを支援するため、食生活の改善や運動習慣の定着等及び、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康等に関する正しい知識の普及と定着を推進します。

妊娠・出産・子育て期では、切れ目ない支援の更なる充実と、各機関との連携体制の強化を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めます。

成人への取組では、疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底を目指します。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、高齢期の健康課題に沿った健康の維持・増進及び健康づくりの支援と、介護予防活動の定着を推進し、健康寿命の延伸を図ります。

さらに、食育については、性別や世代に合った自分らしい食と健康づくりの実践と共に、食を通じたコミュニケーションや食を大切に作る心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

医療と介護を必要とする区民が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅療養の体制の構築を進め、新たに介護保険法に位置づけられた「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むとともに誰もが身近な「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」を持つことを区民に推奨していきます。また、東京都と連携し、医療法において定められた「地域医療構想」により、誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる地域の実現を推進します。今後増大する認知症の方に対しては、高齢者あんしん相談センターや認知症サポート医等との連携により、相談・支援体制の推進に努めます。

大規模災害に備え、医薬品等の更新やトリアージ研修の実施等、災害医療救護体制の整備充実を図ります。

精神保健医療対策では、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進するために、当事者や家族等が地域で安定した生活を送ることのできる支援体制を充実していきます。また、自殺対策を推進します。

難病や公害健康被害による患者等に対しては、関係機関との連携により療養支援及び相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 健康安全の確保

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されるほか、近年、海外との往来が盛んになっていることから、新型インフルエンザ等の新興感染症や再興感染症¹⁶及び食中毒などの健康危機から区民の健康を守るための迅速で的確な健康危機管理対策を、国や東京都と連携して構築していきます。

感染症対策については、発生予防のための啓発を推進し、発生時の迅速な対応及び蔓延防止に努めます。特に、予防接種は防ぐことができる病気を予防し、命と健康を守っていくために非常に重要な手段であることから、定期予防接種¹⁷の接種率向上に取り組むとともに、任意予防接種の費用助成を行うなど、適正に予防接種事業を進めていきます。

また、区民が日常利用する診療所や薬局等の医療機関、飲食店等食品取扱施設、理容・美容・クリーニング施設、公衆浴場、特定建築物¹⁸など、区民の健康に影響を与える事業者の自主的衛生管理が適切に実施できるよう情報提供や監視・指導に努めます。

あわせて、区民及び事業者に対して、食品の安全について、適切に情報提供を行っていくとともに、区民を対象にした住まいの衛生に関する啓発・相談事業を行っていきます。

さらに、動物の適正飼養指導により、動物に対する住民の理解と知識を深め、人と動物が共生できる地域社会を目指します。

16 **新興感染症・再興感染症** 新興感染症とは、これまで知られていなかった新しい感染症(新型インフルエンザ、エボラ出血熱等)をいい、再興感染症とは、既に克服したと考えられていたにもかかわらず、再び猛威を振るい始めた感染症(結核・デング熱等)をいう。

17 **定期予防接種** 予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種のこと。集団予防と個人予防の観点から特に重要と思われる疾病(ポリオ、麻しん、風しん、高齢者インフルエンザなど)が対象となる。それに対し、予防接種法の対象となっていないものを、任意予防接種という。

18 **特定建築物** 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物で、興行場、店舗、事務所、学校等、多数の人が利用する相当程度の規模を有するものをいう。

3 計画の体系

【凡例】 ・ は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

大項目 1 健康づくりの推進

中項目	小項目
1 健康的な生活習慣の確立	1 栄養・食生活の改善
	2 運動習慣の定着
	3 休養・こころの健康づくり
	4 たばこ・アルコール対策
	5 歯と口腔の健康
2 生活習慣病対策	1 生活習慣病の予防
	2 生活習慣病の早期発見と重症化予防
3 がん対策	1 がん知識の普及啓発
	2 がん検診受診率の向上
	3 精密検診結果把握率の向上
	4 がん患者への支援
4 親と子どもの健康づくり	1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援
	2 子どもの健康確保
	3 基本的な生活習慣の確立
	4 性に関する正しい知識の普及
5 高齢者の健康づくり	1 健康の維持・増進
	2 介護予防の推進
6 食育の推進 (文京区食育推進計画)	1 食と健康づくり
	2 食を通じたコミュニケーション
	3 食を大切に作る心
	4 食の安全

大項目 2 地域医療の推進と療養支援

中項目	小項目	
1 地域医療の推進	1	地域医療連携の充実
	2	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
	3	初期救急医療の充実
	4	認知症支援施策
2 災害時医療の確保	1	災害時医療の確保
	2	要医療援護者の災害時の支援
3 精神保健医療対策	1	相談支援体制の充実
	2	精神障害者の地域生活支援体制の充実
	3	自殺対策の推進
4 在宅療養患者等の支援	1	難病患者等の療養支援の充実
	2	公害患者等の療養支援の充実

大項目 3 健康安全の確保

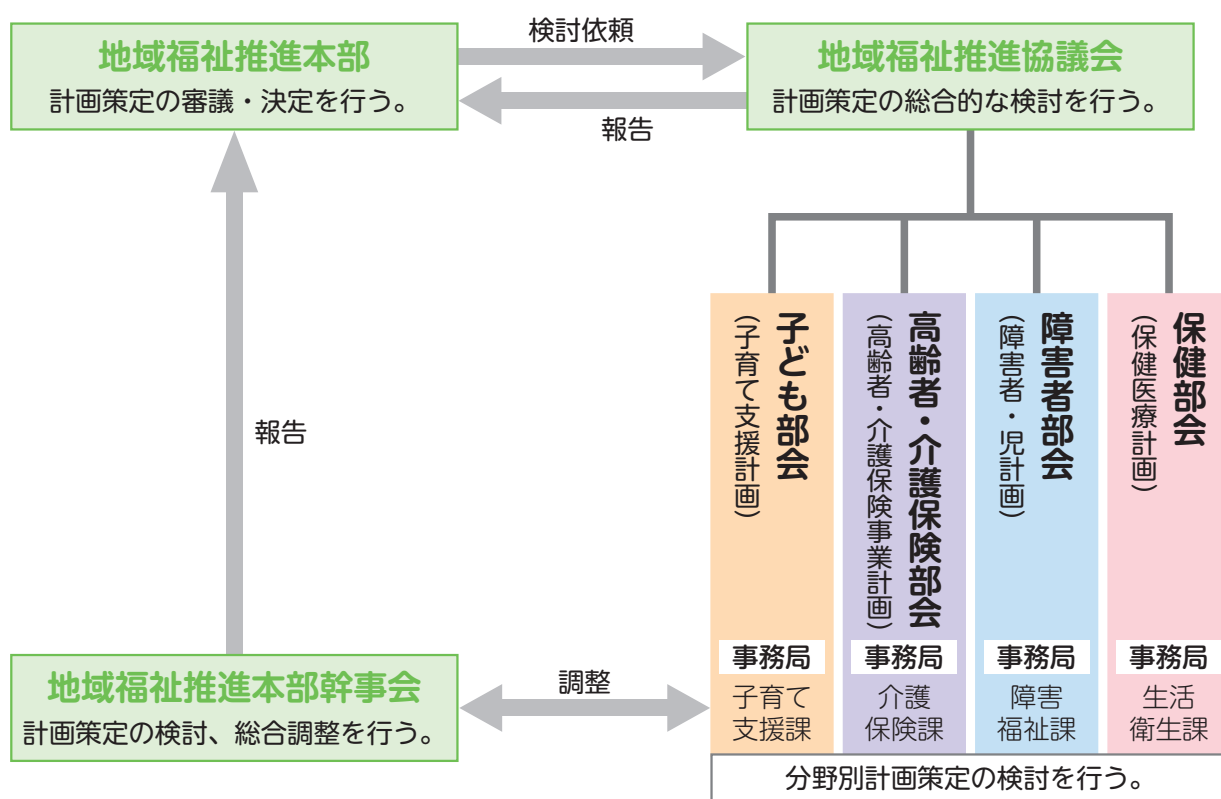
中項目	小項目	
1 健康危機管理体制の強化	1	健康危機管理の総合的な推進
	2	新型インフルエンザ対策の体制整備
2 感染症対策	1	感染症予防対策と蔓延防止
	2	結核患者の療養支援と接触者健診の充実
	3	HIV・性感染症予防の普及啓発
	4	予防接種率の向上
3 医療安全の推進と医務薬事	1	医療安全の推進
	2	医療監視の充実
	3	医薬品等の安全対策の推進
4 食品衛生の推進	1	食中毒の未然防止
	2	食のリスクコミュニケーション
	3	食品衛生関係施設の衛生確保
5 環境衛生の推進	1	自主管理を推進する人材の育成
	2	効果的な監視・指導の充実
	3	特定建築物の衛生の確保
6 動物衛生の推進	1	狂犬病予防の普及啓発
	2	動物の適正飼養の推進
	3	飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の推進

資料編

1 検討体制

本計画の検討は、学識経験者、区内関係団体等の構成員及び公募区民により構成される地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)において総合的な検討を行うとともに、協議会の下に設置した4つの分野別検討部会において、各分野別計画の検討を行いました。

また、庁内組織である地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)において、計画策定の審議・決定を行うとともに、推進本部の下に設置した部幹事会において、必要な検討、調整を行いました。



(1) 文京区地域福祉推進協議会

1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号
最終改正 平成28年3月11日27文福福第1757号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

(1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 区内関係団体等の構成員 20人以内

(3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 子ども家庭部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(公募委員の特例)

- 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充

ることができる。

- 4 平成28年度から平成29年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

2 文京区地域福祉推進協議会委員名簿

平成28年4月～平成30年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	一般財団法人高齢者住宅財団特別顧問	
2	副会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
3		藤林 慶子	東洋大学教授	28年度第2回まで
4		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	29年度第1回から
5		高山 直樹	東洋大学教授	
6		高野 健人	東京医科歯科大学名誉教授	
7		団体推薦	須田 均	小石川医師会
8	中村 宏		小石川医師会	29年度第2回から
9	金 吉男		文京区医師会	
10	志賀 泰昭		小石川歯科医師会	28年度第1回まで
11	佐藤 文彦		小石川歯科医師会	28年度第2回から
12	安東 治家		文京区歯科医師会	28年度第1回まで
13	三羽 敏夫		文京区歯科医師会	28年度第2回から
14	川又 靖則		文京区薬剤師会	
15	小野寺加代子		文京区町会連合会	29年度第1回まで
16	諸留 和夫		文京区町会連合会	29年度第2回から
17	下田 和恵		文京区社会福祉協議会	
18	水野 妙子		文京区民生委員・児童委員協議会	
19	天野 亨		文京区心身障害福祉団体連合会	
20	永井 愛子		文京区高齢者クラブ連合会	
21	大畑 雅一		文京区青少年健全育成会	
22	福永喜美代		文京区女性団体連絡会	29年度第1回まで
23	千代 和子		文京区女性団体連絡会	29年度第2回から
24	川合 正		文京区私立幼稚園連合会	
25	荒川まさ子		文京区話し合い員連絡協議会	
26	飯塚美代子		文京区介護サービス事業者連絡協議会	
27	右近 茂子	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)		

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	団体推薦	佐々木妙子	文京区私立保育園(慈愛会保育園)	
29		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
30		山下美佐子	パセリの会	
31		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
32	公募区民	黒澤摩里子	(子ども・子育て会議)	
33		高山 陽介	(子ども・子育て会議)	
34		小倉 保志	(地域包括ケア推進委員会)	
35		小野 洋子	(地域包括ケア推進委員会)	
36		尾崎 亘彦	(地域保健推進協議会)	29年度第1回まで
37		増山里枝子	(地域保健推進協議会)	29年度第2回から
38		小山 榮	(地域保健推進協議会)	
39		井出 晴郎		
40		武長 信亮		
41		鶴田 秀昭		

3 高齢者・介護保険部会名簿(地域包括ケア推進委員会)

平成28年4月～平成30年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	藤林 慶子	東洋大学教授	28年度第3回まで
2		平岡 公一	お茶の水女子大学教授	28年度第5回から
3	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
4		須田 均	小石川医師会	29年度第2回まで
5		中村 宏	小石川医師会	29年度第3回から
6		石川みずえ	文京区医師会	
7		岩淵 雅諭	小石川歯科医師会	28年度第1回まで
8		野村 茂樹	小石川歯科医師会	28年度第2回から
9		平井 基之	文京区歯科医師会	29年度第2回まで
10		藤田 良治	文京区歯科医師会	29年度第3回から
11		川又 靖則	文京区薬剤師会	
12		阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
13		林田 俊弘	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
14		永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
15		荒川まさ子	文京区話し合い員連絡協議会	
16		諸留 和夫	文京区町会連合会	
17		中村智恵子	文京区民生委員・児童委員協議会	
18		下田 和恵	文京区社会福祉協議会	
19		古関 伸一	東京商工会議所文京支部	
20		菊地 正矩	公募区民	
21		小野 洋子	公募区民	
22		今井 育子	公募区民	
23		小倉 保志	公募区民	
24		梅澤 稔	公募区民	

4 障害者部会部会員名簿

平成28年4月～平成30年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学社会学部教授	
2	部会員	三羽 敏夫	文京区歯科医師会	
3		水野 妙子	文京区民生委員・児童委員協議会	
4		天野 亨	文京区心身障害福祉団体連合会	
5		佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
6		高田俊太郎	文京地域生活支援センターあかり	
7		井出 晴郎	区民(公募)	
8		武長 信亮	区民(公募)	
9		鶴田 秀昭	区民(公募)	
10		住友 孝子	文京区肢体不自由児・者父母の会	
11		山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
12		伊藤 明子	文京区家族会	
13		松下 功一	社会福祉法人 文京槐の会	
14		山内 哲也	社会福祉法人 武蔵野会	
15		古市 理代	文京区特別支援学級連絡協議会	
16		角野英弥子	児童発達支援センター幼児父母会	28年度第2回まで
17		木林 愛	児童発達支援センター幼児父母会	29年度第1回から
18		畑中 貴史	文京区社会福祉協議会	28年度第2回まで
19		田口 弘之	文京区社会福祉協議会	29年度第1回から

5 保健部会部会員名簿

平成28年4月～平成30年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	高野 健人	東京医科歯科大学名誉教授	
2	部会員	須田 均	小石川医師会	29年度第2回まで
3		中村 宏	小石川医師会	29年度第3回から
4		金 吉男	文京区医師会	
5		志賀 泰昭	小石川歯科医師会	28年度第1回まで
6		佐藤 文彦	小石川歯科医師会	28年度第2回から
7		安東 治家	文京区歯科医師会	28年度第1回まで
8		三羽 敏夫	文京区歯科医師会	28年度第2回から
9		川又 靖則	文京区薬剤師会	
10		橋本 初江	一般社団法人東京都助産師会文京助産師会	
11		柴藤 徳洋	文京獣医師会	
12		鳶巣 賢一	東京都立駒込病院	
13		宇賀治みや子	民生委員・児童委員協議会	29年度第2回まで
14		青木 秀子	民生委員・児童委員協議会	29年度第3回から
15		坂庭富士雄	文京区環境衛生協会	
16		寺崎 利吉	文京食品衛生協会	29年度第2回まで
17		渡辺 泰男	文京食品衛生協会	29年度第3回から
18		小野寺加代子	文京区町会連合会	29年度第2回まで
19		諸留 和夫	文京区町会連合会	29年度第3回から
20		田中ひとみ	文京区女性団体連絡会	
21		黒住麻理子	文京区地域活動栄養士会	
22		松尾 裕子	エナジーハウス	
23		山下美佐子	パセリの会	
24		濱崎 清	本郷消防署	28年度第3回まで
25		蒲原 睦	本郷消防署	29年度第1回から
26		川田 智之	日本医科大学大学院教授	
27		神馬 征峰	東京大学大学院教授	
28		谷川 武	順天堂大学大学院教授	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
29	部会員	小山 榮	公募区民委員	
30		西村 久子	公募区民委員	
31		尾崎 亘彦	公募区民委員	29年度第2回まで
32		堀江 久美	公募区民委員	29年度第3回から
33		三本木千秋	公募区民委員	29年度第2回まで
34		増山里枝子	公募区民委員	29年度第3回から
35		高柳 茂美	公募区民委員	29年度第2回まで
36		永井 昌美	小学校長会・文京区千駄木小学校校長	28年度第3回まで
37		田中 純一	小学校長会・文京区関口台町小学校校長	29年度第1回から

(2) 文京区地域福祉推進本部

1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 平成28年3月11日27文福福第1758号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、子ども家庭部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者及び文京区社会福祉協議会事務局次長とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。

8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 文京区地域福祉推進本部名簿

平成30年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3		南 新平	教育長
4	本部員	吉岡 利行	企画政策部長
5		渡部 敏明	総務部長
6		八木 茂	危機管理室長
7		林 顕一	区民部長
8		田中 芳夫	アカデミー推進部長
9		須藤 直子	福祉部長
10		椎名 裕治	子ども家庭部長
11		石原 浩	保健衛生部長
12		中島 均	都市計画部長
13		中村 賢司	土木部長
14		松井 良泰	資源環境部長
15		鵜沼 秀之	施設管理部長
16		山本 育男	会計管理者
17		久住 智治	教育推進部長
18		野田 康夫	監査事務局長
19		佐藤 正子	区議会事務局長
20		加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
21		新名 幸男	企画政策部財政課長
22		久保 孝之	企画政策部広報課長
23		石嶋 大介	総務部総務課長
24	松永 直樹	総務部職員課長	

3 文京区地域福祉推進本部幹事会名簿

平成30年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	須藤 直子	福祉部長
2	副幹事長	椎名 裕治	子ども家庭部長
3		石原 浩	保健衛生部長
4	幹事	加藤 裕一	企画政策部参事企画課長事務取扱
5		瀬尾かおり	総務部ダイバーシティ推進担当課長
6		橋本 淳一	総務部防災課長
7		木幡 光伸	福祉部福祉政策課長
8		五木田 修	福祉部福祉施設担当課長
9		榎戸 研	福祉部高齢福祉課長
10		真下 聡	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
11		中島 一浩	福祉部障害福祉課長
12		渡邊 了	福祉部生活福祉課長
13		宇民 清	福祉部介護保険課長
14		細矢 剛史	福祉部国保年金課長
15		畑中 貴史	福祉部高齢者医療担当課長
16		鈴木 裕佳	子ども家庭部子育て支援課長
17		大川 秀樹	子ども家庭部幼児保育課長
18		宮原佐千子	子ども家庭部子ども施設担当課長
19		多田栄一郎	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
20		浅川 道秀	保健衛生部生活衛生課長
21		境野 詩峰	保健衛生部健康推進課長
22		渡瀬 博俊	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
23		内藤 剛一	保健衛生部保健サービスセンター所長
24		熱田 直道	教育推進部学務課長
25		植村 洋司	教育推進部教育指導課長
26		矢島 孝幸	教育推進部児童青少年課長
27		安藤 彰啓	教育推進部教育センター所長
28		田口 弘之	文京区社会福祉協議会事務局次長

2 検討経過

(1) 文京区地域福祉推進協議会

1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月21日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年8月2日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年2月7日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成29年5月12日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年7月27日(木)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
6	平成29年8月31日(木)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成29年12月21日(木)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成30年2月6日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

2 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	平成28年5月20日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査(概要)について
2	平成28年7月7日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査に係る調査項目(案)について
3	平成28年9月9日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査に係る調査項目について
4	平成28年12月14日(水)	・平成28年度文京区高齢者等実態調査報告書概要版(案)について
5	平成29年3月24日(金)	・平成28年度高齢者等実態調査報告書について
6	平成29年5月31日(水)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
7	平成29年7月7日(金)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定に向けた主な委員意見について
8	平成29年8月25日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の策定について
9	平成29年10月26日(木)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめについて
10	平成29年12月19日(火)	・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめについて
11	平成30年1月19日(金)	・高齢者・介護保険事業計画最終案について

3 障害者部会

	開催日	主な議題
1	平成28年7月11日(月)	・ 障害者(児)実態・意向調査の概要について
2	平成29年1月10日(火)	・ 障害者(児)実態・意向調査の報告について
3	平成29年5月8日(月)	・ 新たな地域福祉保健計画の策定について
4	平成29年6月19日(月)	・ 障害者計画の主要項目と方向性(案)について
5	平成29年7月27日(木)	・ 障害者計画の体系(案)について
6	平成29年9月25日(月)	・ 障害者計画の体系・構成(案)について
7	平成29年10月24日(火)	・ 障害者計画中間のまとめについて
8	平成30年1月23日(火)	・ 障害者計画の最終案について

4 保健部会

	開催日	主な議題
1	平成28年5月12日(木)	・ 健康に関するニーズ調査の概要について
2	平成28年7月11日(月)	・ 健康に関するニーズ調査の調査項目について
3	平成28年12月20日(火)	・ 健康に関するニーズ調査の結果について
4	平成29年5月23日(火)	・ 新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年6月29日(木)	・ 保健医療計画の改定について
6	平成29年8月10日(木)	・ 保健医療計画の主要項目及びその方向性について
7	平成29年10月24日(火)	・ 新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成30年1月26日(金)	・ 保健医療計画最終案の検討について

(2) 文京区地域福祉推進本部

1 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成28年4月13日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月20日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成28年8月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
4	平成29年1月24日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
5	平成29年4月26日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年7月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月22日(火)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年11月10日(金)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月30日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

2 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成28年4月5日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成28年7月14日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成29年1月13日(金)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成29年度の計画検討スケジュールについて
4	平成29年3月24日(金)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成29年4月11日(火)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
6	平成29年6月26日(月)	・新たな地域福祉保健計画の基本理念・基本目標について
7	平成29年8月7日(月)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
8	平成29年10月25日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
9	平成30年1月23日(火)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画について

(3) 「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

1 パブリックコメント

募集期間 平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)

提出者数 43人

2 区民説明会

開催日及び場所 平成29年12月11日(月) 文京福祉センター江戸川橋

12月13日(水) 不忍通りふれあい館

12月15日(金) 駒込地域活動センター

12月17日(日) 文京シビックセンター

参加者数 延べ37人

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

(平成30年度～平成32年度)

平成30年(2018年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部福祉政策課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-5803-1201(直通)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 F0117085

頒布価格 1,080円

再生紙を使用しています。

